

平成 3 0 年

# 第 4 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日

閉 会 平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日

忠 岡 町 議 会

## 平成30年 第4回忠岡町議会定例会会議録

平成30年12月13日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に召集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	産業まちづくり部長	藤田 裕
健康福祉部長	東 祥子	教育部長	立花 武彦
消 防 長	森野 博志	教育部理事	土居 正幸
消防次長	山田 忠志		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長（前田 長市議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、平成30年第4回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（前田 長市議員）

これより会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（前田 長市議員）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

平成30年第4回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- |       |        |                                               |
|-------|--------|-----------------------------------------------|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                                    |
| 日程第2  |        | 会期の決定                                         |
| 日程第3  |        | 諸般の報告                                         |
| 日程第4  |        | 一般質問                                          |
| 日程第5  | 認定第 1号 | 平成29年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について              |
|       | 認定第 2号 | 平成29年度忠岡町水道事業会計決算認定について<br>(一括決算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第6  | 報告第 3号 | 専決処分の報告について<br>(損害賠償の額を定めること及び和解について)         |
| 日程第7  | 報告第 4号 | 専決処分の報告について<br>(損害賠償の額を定めること及び和解について)         |
| 日程第8  | 議案第53号 | 公の施設の指定管理者の指定について                             |
| 日程第9  | 議案第54号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)) |
| 日程第10 | 議案第55号 | 忠岡町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の制定について                 |

- 日程第11 議案第56号 忠岡町事務分掌条例の一部改正について
- 日程第12 議案第57号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について
- 日程第13 議案第58号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第60号 忠岡町水道事業給水条例等の廃止について
- 日程第16 議案第61号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第17 議案第62号 平成30年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第63号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第64号 平成30年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第65号 平成30年度忠岡町水道事業会計補正予算（第2号）について

以上でございます。

議長（前田 長市議員）

第4回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長よりご挨拶の申し出があります。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

おはようございます。ご案内のように、第4回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中、ご参集くださいますありがとうございます。

本日上程させていただいております議案につきましては、常任委員会並びに全員協議会で協議願ってきたところでございますが、きょうもよろしくご審議のほどお願いしたいと思っております。

ところで、9月4日の台風21号は、昼間の来襲でした。第二室戸とほぼ同じ経路で通過していきました。本町内では、電柱や樹木、風呂屋の煙突が倒れるなどなどの被害が甚大でした。本議会で台風の爪跡の修理、修復の予算を認めていただくことを提案しております。それにしましても、いまだに屋根の上にブルーシートや土のうがかぶせられている状態に心が痛みます。一日も早い復旧を祈るばかりであります。

また、6月4日の大阪北部の地震では、高槻市において倒れたブロック塀の下敷きにな

り、登校中の女兒が死亡する犠牲者が出ました。本町では、直ちにブロック塀の弱いところがないかを、学校園所を中心に通学路沿いや民家の塀などなどを点検したところであり、学校園所では、ブロック塀のやりかえを考えて実行に移していくところでございます。ブロック塀は弱いものではありませんが、一応の対応、点検を済ませております。

暗い話が多い中であって、本町の青少年たちは元気に活躍していただき、夢・希望の実現に努力を傾けている姿に涙腺が緩みます。その中でも、11月にスケートボードの大会で全日本1位を獲得した梅尾君（高校3年生）は見事であります。2020年の東京オリンピック出場に期待をしたいと思います。その他、テニスや体操などなど、文学関係などもご褒美をいただく活躍ぶりです。

来年も本町はいい年となりましようと思ひ、挨拶にかえさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（前田 長市議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、6番・河野隆子議員、8番・藤田 茂議員を指名いたします。

議長（前田 長市議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は本日より12月21日までの9日間といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、12月21日までの9日間と決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

前田 弘監査委員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。

監査委員（前田 弘議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

前田議員。

監査委員（前田 弘議員）

皆さん、おはようございます。ことしも残すところほんともうわずかになりましたが、気候の寒暖差が激しく、風邪など引かないように皆さん留意していただきたいというように思います。

それでは、例月出納検査について報告をいたします。

ここに、報告申し上げますのは、平成30年8月23日、9月27日、及び10月25日に行いました内容で、帳簿等は、同年7月31日、8月31日、及び9月30日現在でございます。

検査につきましては、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値につきましては、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 前田 弘

以上でございます。

議長（前田 長市議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（前田 長市議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従って発言を許します。

なお、質問時間は、30分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

まず初めに、藤田 茂議員の質問を許します。

8番（藤田 茂議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、今回の21号の被災に遭われた忠岡町の住民の皆さんにお見舞いを申し上げます。そして、昨日であります。清水寺の貫主のことしの1字ということの字も、災害

の「災」、こういう「災」という1字でありまして、日本国中がこの1年、災害に見舞われた年であったと思われまます。

私の今回の質問につきましても、本年度の台風21号、昔の人間で言いますと、町長いわく「第二室戸台風」から「第三室戸台風」と日本名で言ってもいいんじゃないかというすごい台風でありまして、この関連について順次質問させていただきたいと思ひます。

町長も言われましたとおり、今なおブルーシートがたくさんあって、業者さんが来てくれない。シャッター等もいっぱい残っている現状でございます。特にあの風の強さの名残がまだ残っていることであるんですが、9月4日、台風当日における高齢者、特にひとり暮らしの高齢者の避難連絡についてであります。どのような避難連絡が行われたんでしょうか。担当部長、お答え願ひます。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せのひとり暮らしの高齢者の方に対しまして、台風が来る前の避難連絡につきましては、自主避難所を開設いたしましたので、ホームページや防災行政無線でお知らせをいたしました。台風が通過した後は、電柱が倒れ、町域の広い範囲で長時間停電が発生し、屋根が飛んだり、ガラスが割れ、壁が倒れたりいたしました。今まで経験のない被害が出ましたので、ひとり暮らしの高齢者の方々に被害はなかったのか、援助の必要な方はいないのかなど安否等の確認を民生・児童委員さんの協力を得て、一軒一軒確認していただいたところでございます。

8番（藤田 茂議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

今の答弁でお聞きしたとおり、事後で民生委員さんには大変ご苦労願ったということですが、我々も会議の途中、台風が来る前ですね、携帯を持っていると、エリアメールが各自治体からどんどん入ってきたんですが、そういうご家庭の方については、そういう電話システム等を置いてると思うんですけども、機能されてるものなんですか。そこらの答弁、願ひします。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま本町におきましては、おひとり暮らしの高齢者の方に対しまして、緊急通報体制整備事業というのを行っております、それにつきましては、援助の必要なおひとり暮らしの高齢者世帯に対しまして、急病や災害等の緊急事態発生時に簡易に通報できるシステムということで、こちらのシステムが利用されました。このシステムにつきましては、こちらから連絡ができるものではございません。対象者の方がこちらに対して連絡するシステムでございまして、月に一度、電話にて安否確認をすることは事業には含まれております。

8番（藤田 茂議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

今の部長の答弁によりますと、その緊急電話というんですか、大阪ガスに委託している電話では、エリアメール等、携帯をお持ちでない方は入らないということですよ。そういう災害時の緊急連絡は、特にひとり暮らしの高齢者には非常に大切でございまして、防災無線等もありますが、風が吹いてきたら、家の窓やら閉めたらやっぱり聞こえにくいし、そういう面で今、第3次的な安価な携帯電話も多々出ている状況でございまして、そういう携帯電話を支給するとか、大阪ガスさんに対してエリアメール的な電話システムはできないかということ、そこらの緊急通報体制をちょっとお答え願えたらありがたいんですけども。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

現在行っている、議員が今仰せられました緊急通報体制整備事業でございまして、1件1,500円ということでございます。それと、議員がおっしゃられた緊急エリアメールの入る携帯等につきましては、費用的にはかなりコストがかかってまいりますので、こちらのほうはちょっと検討は難しいというところでございます。

ただ、今取り入れております緊急通報体制事業の受託者に確認いたしましたところ、大阪ガスのほうで大阪ガスセキュリティーサービスのほうより返答をいただき、1件当たり1,000円程度、すみません、月100円程度ですね、失礼いたしました。今現在、1件、月1,500円で設置させていただいておりますシステムなんですけれども、1件当



たり100円プラスすることによって、台風接近による避難所開設情報などを電話にてお知らせするという事は、本町ぐらいの規模の町村であれば可能であるとの回答を得ましたので、また今後、ほかの方法はないかということもあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（藤田 茂議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

今の答弁をいただきまして、今の部長の答弁いわく、携帯電話をお持ちでないお方に対しては、特に100円プラスでそういうエリアメール的な発信が送られてくるというんでしたら、対処していただきたい、予算化していただきたいと思いますので、この分について部長並びに町長さん、ご考慮願いますようお願い申し上げます。

続きまして、2番の瓦のふきかえや家具等の修繕で発生したごみの取り扱いということなんですが、今現在も、先ほども申しましたように、工務店等々、修理がまだやというような状況のお家がございます。そのお家に対しての今後の対処方をひとつ答弁願いたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

答弁させていただきます。

今般の台風被害に伴う建物の破損物や飛来物等の災害廃棄物につきましては、災害発生直後において災害ボランティアの皆様や町職員による個別収集のご協力を初め、町内収集業者の皆さんには無償による個別収集のご協力をいただき、おかげをもちまして速やかに災害ごみを片づけることができました。

また、仮置場である新浜緑地駐車場への搬入に際しましては、適正で円滑な処理をなされるよう、トタンなどの金属ごみ、折れた枝葉やプラスチック系のごみなどの可燃性混合ごみ、ガラス類や瓦などの不燃物、アスベストを含有しているスレートの4種類に分別の上、集約し、現在その処分作業に取りかかっております。

ご質問のありました各ご家庭において家屋等の修繕のため、建設業者に依頼されて発生する瓦やスレート、建材などの廃棄物の取り扱いにつきましては、当該工事を施工される業者において処分をしていただくこととなりますので、現在、クリーンセンターでの受け入れはできかねるところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（藤田 茂議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

ということで、一応被災ごみの収集というんですか、受け入れは終結したという解釈でよろしゅうございますか、今後。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

集団的かというと、役所がそのご家庭に出向いて収集する形態につきましては、現在もう終了いたしましたと考えてございます。ただ、引き続き粗大ごみの有料システム、これは災害ごみだけじゃないんですが、それに伴って屋根が破損されて雨漏りがして、家屋に被害を受けて、それを出される場合につきましては、粗大ごみの収集ラインに乗せて、収集は有料ではございますが、させていただいてるところでございます。

また、これから工事に伴って出る部分につきましては、台風により一部破損した家屋等の修繕や解体工事を業者に依頼され、工事に伴い不要となった先ほど申し上げた瓦であるとかれんがであるとかいうような廃棄物については、廃棄物処理法の規定により施工業者が処理すべき産業廃棄物となるため、一般廃棄物として忠岡町で引き取ることができないという形になってございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（藤田 茂議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

そこらの受け取りというんですか、ごみ焼却場では困難をきわめる場合もあると思いますが、ご努力いただいて、ちょっとでも少なく、もうこれ以上ごみが出らんように努力していただきたいと思います。

次に、罹災証明の全体発行数と、その被害程度の内訳についてですが、罹災証明につきましては、今回の意見書等にも出てましたように、八百数十件という発行枚数が現在出ているようでございます。そのうち、職員さんが出向いて行って検査等を行った件数、そして本当にこの罹災証明の対象家屋数というんですか、その数字をお聞かせ願いたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

罹災証明書についてでございます。11月末時点でございますが、全体の発行枚数は817件でございます。被害の内訳、程度等でございますが、実際にその窓口に来られた後、職員が各ご家庭にお伺いして調査したという分については、約80件程度でございます。817件のうちの程度の内訳といたしましては、全壊がゼロ、それから半壊が8件、また一部損壊が809件というような状況でございます。

8番（藤田 茂議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

今なお、罹災証明受付というコーナーというんですか、張り紙もございますが、これ実際問題として今、一部損壊、全壊、対象8件と公室長は今答弁なされましたけども、その8件に対しての補償というんですか補助という、そのための、8件だけですよ、これ。817件ですか罹災証明発行してるというけども。これは保険屋さん等々の指導もあつてのことですか。我々罹災者でもあるんですが、農協の保険に入ってますと、こういう罹災証明なしで今回もいけたんですけども、何か保険屋さんによっては「もろうてきてや」というて、空手形のような感じで言われて取りに来られてるということがあつて、何か職員さんの手を煩わしてることも多いんじゃないかと私自身は思うところではありますが、これはもう答弁よろしいです。今後の課題として、もっと啓蒙、啓発が要るんじゃないかと、こういう災害についてね。それは私からのちょっと提案としてお聞きください。

それで、今後の被害や町の対応を含めた検証はできておりますか。それと、5番の今後の課題等、答弁願いたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

台風21号の襲来から3カ月が経過しておりますが、今もブルーシートで養生された住宅が数多く残っており、罹災証明も一応12月に入ってから、多くはございませんが、今なお申請に来られてる方がおられるというような状況でございます。

本町の公共施設につきましても、これまでにない、またこれまでに本当に経験のないほど被害を受けたというところでございます。本日の議会でも新たな補正予算を計上したのもあり、現時点でその十分な被害の検証はまだできていないというふうな状況でございます。

また、被災を受けました各公共施設につきましても、一部応急措置はしておるところもございしますが、ご承知のとおり、工事業者等の対応が追いついていないというふうなこともありまして、全ての公共施設の補修が完了するまでには、いましばらく時間を要するところでございます。

台風21号を受けまして今後の課題といたしましては、住民に対する情報伝達や周知方法の充実、停電時の対応のあり方、それから住民共助の充実などがほんとに大変重要であるというふうに考えておりまして、その中においても、特に住民に対する情報伝達、それから周知方法の充実は最重要の課題であると認識し、現在も防災行政無線の放送内容を電話で聞くことができる自動応答装置の導入や、登録された方の携帯電話へのメールの配信など、近隣の市町の導入状況や導入システムの研究などを進めており、来年度の出水期には整備できるよう取り組みを行うなど、防災施策の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（藤田 茂議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

時間も迫ってきましたんで、そこらの要望方、またこの施策を遂行していただきたいと思えます。

質問が前後いたしますが、高齢者施策についてお伺いいたします。これはスーパー銭湯のことなんですが、このたび忠岡町で唯一1軒残ってました公衆浴場が、町長さんの挨拶の中でも煙突が倒れて、今、営業が休業されておる状態です。経営者に聞きましたところ、存続はしたいと。でも、保険屋とのやはり見積もり等々、修理等々の問題があって、今なお休業やむなしという状況でございます。

そこでの提案でございまして、忠岡町にはスーパー銭湯という、「太平のゆ」というお風呂がございまして、そのお風呂につきまして、言葉が悪いかわかりませんが、浴場難民、お風呂に入れないけど、どうしたらええんやという質問、意見を我々も聞くところでございます。そこで、福祉バスを活用していただきまして、その入り口までの乗降を緊急避難的に、浴場が再開されるまで乗降を認めていただけないかという要望をさせていただきたいんですけども、ご答弁願えますか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご指摘のとおり、町内に唯一ございました公衆浴場が台風の被害に遭い、営業されていない状況でございます。入浴は、身体を清潔に保つことやストレス解消、また健康増進や他者との交流、憩いの場でもございます。

先ほどのご質問のスーパー銭湯への福祉バスの乗り入れを臨時的にということでございますけれども、今回、この10月に福祉バスについてはルートを変更させていただいたところでございまして、また、福祉バスのルート変更のタイミング等で可能かどうかということでございます。今回、臨時的にということにつきましては、ちょっと可能かどうか検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（藤田 茂議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

民間で今、休業しているということなんで、何もむちゃを言うてないですね。民間が再開されれば、それをクローズしていただいて結構なんです。それにつけて、バス乗降プラスチックアルファ、「太平のゆ」さんには無理をお願いして、ちょっとでも銭湯と同じ条件で料金で入浴できるよう、また努力方、汗をかいていただきたいと思います。答弁願えますか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今、そのご質問の入浴料の分につきましては、本町の補助ということによろしいでしょうか。あるいは「太平のゆ」さん。

8番（藤田 茂議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

常々忠岡町がもうしんどいのは、状況は我々はわかってます。そやから、汗をかいてい

ただいて、民間さんに協力をしていただく、そういうふうな、部長には酷かわかりませんが、風呂へ入って汗をかくんじゃないに、風呂へ入る前に汗をかいていただいて、ちょっとでも入浴する人には軽減できて、入浴難民を救うてくださというふうにやっていただきたいと思います。答弁、結構です。

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

最後の質問に移っていきます。

今回の台風で、大雨時にマンホールのふたが浮き上がったということです。近年の異常気象による大雨による全国各地で被害が多発している状況であります。そのような中でも、本町において10月の台風21号による大雨の影響で下水道管のマンホールのふたが浮き上がった、下水が漏れたと聞いておりますが、そのときの発生状況はどうであったか、まずお聞きしたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員ご質問の污水管の溢水の状況につきましては、昨年、平成29年10月22日に発生いたしました台風21号での大雨の影響により、夜9時ごろに忠岡北3丁目付近のさつき通りにおきまして、数カ所のマンホールの鍵穴から溢水が発生をいたしました。このときは、台風が接近する前日の21日から22日の2日間にわたり大雨が続いたことにより、その影響で新浜地先の下水処理場、北部水みらいセンターへ予想を超える水量が流入をしてきたため、22日の14時ごろに北部水みらいセンターが、施設の機能保護のため流入ゲートを操作して、流入量を調整する流入制限というのを行いました。

現在、北部水みらいセンターでは通常、流入してきた汚水を5台あるポンプのうち2台から3台を使用し、地上の池にくみ上げて処理を行っておりますが、大雨のときは5台全てのポンプをフル稼働させ、そのときに使用していない池も利用して一次貯留を行い、流入量の調整をして運転を行うよう努力をしております。しかし、昨年の台風時では、ポンプアップできる能力以上の水量が流入してきたため、やむを得ず流入制限を行った状況であったとの報告を受けております。

そのため、本町のさつき通りに埋設の流域幹線管渠や本町の下水道管が満管状態となり、下水が逆流した結果、忠岡北3丁目及び中3丁目の住民さん2軒から通報がございまして、下水道課職員が現場確認を行ったところ、1軒はトイレの排水が流れにくくなり、

あふれそうであるとの通報でありましたが、幸いあふれることなく時間経過とともに正常に戻りました。もう1軒では、敷地内の汚水ますより汚水があふれたため、周辺の下水道管及び敷地内の清掃、消毒を実施いたしたところでございます。

以上でございます。

8番（藤田 茂議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

そういうふうにマンホールのふたから噴き上がるとかいう、何らかのやっばり原因があるかと思いますが、もう時間も押していますので、次の機会にしたいと思いますが、簡潔にどういうことかという一言で答えは出ますか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

これにつきましては、流域関連市町の汚水管を通じて、雨水が大量の不明水として流れ込んでくるのが要因と考えられております。

8番（藤田 茂議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

ただいま不明水がという答弁でございましたが、最近では大雨の対策として、交野市のように地下に一時的に水をためる貯留施設を建設している団体もあると聞いていますが、北部水みらいセンターにおいてそのような対策はできないかということと、実際問題、河川の貯水池というんですか、東京都でもテレビ等で見て、地下にすごい空間をつくって雨水等を逃がすという。僕の提案としてみれば、新浜緑地にそういう貯水プールみたいなのをつくっていただいて、我々が住んでいます一番浜に近い住民が一部の被害も遭わんような努力をしていただきたいと思います。答弁願います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

不明水対策につきましては、重要な問題であるとして捉えて、以前より大阪府流域下水道事務所及び関係市町で構成されております不明水対策協議会の中で、侵入水の防止と減少対策について協議を行っているところでございます。

また、議員ご提示の一次貯留施設の設置等につきましては、地下に巨大な貯水池をつくるとなると、莫大なお金もかかってくることもあり、実現は難しいとは考えております。おっしゃられた地上に一次貯留のプールのものをつくるということに関しましても、やはり雨水が流れ込んでいるということでありますが、汚水でございますので、やはり地上にプールをつくと臭気対策も必要になってくることもございますので、我々としましては、ポンプアップする能力を上げていただくか、ポンプの台数をふやしていただくかということをお大阪府のほうへ要望をしてみたいと考えております。

8番（藤田 茂議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

もうこれは質問の答弁は結構でございます。我々が住んでいる一番水みらいセンターに近い住民が被害をこうむらんように、忠岡町全体が一番下流の町でございます。被害をこうむらんように職員皆様方に努力していただいて、住民が安心・安全で住める忠岡町をつくっていただくことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（前田 長市議員）

以上で、藤田 茂議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、三宅良矢議員の発言を許します。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

通告書に沿いまして、平成30年12月の一般質問をさせていただきます。

まずは、ふるさと納税制度における規制及び本町の対応について質問させていただきます。

平成29年の会計決算におきまして、60から70億円台の税収であります本町におきまして、約1億円の増収効果を上げました結果、将来の収支予測などにも大きな影響を与



えることとなりました。

皆様ご存じのとおり、総務省によるふるさと納税制度の規制が来年6月より本格的に始まり、今後の税収等に影響を与えることは想像にやすくあります。この現実をもとに、まずは3点質問させていただきます。

1点目です。規制の影響における税収や財政予測について、本町にとってどのように影響があると考えられますか。

2点目です。ふるさと納税規制への対応として、本町はどのように考えておられますでしょうか。

3点目です。返礼品の設定について、本町はどのように考えておられますでしょうか。

以上3点を一括にてご回答ください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

答弁させていただきます。

総務省からの通達では、返礼品は寄附額の3割以下とすること、また、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であるというふうにされております。この通達に基づくものだけを返礼品とした場合、平成29年度における寄附額約1億円をもとに試算しますと、約35%、3,500万円程度の減収になるというふうに推測しているところでございます。

2つ目の質問でございしますが、本町におきましては、過度な返礼品の競争にならないよう、かねてから寄附額の3割を超えることのないよう返礼品を選定しております。地場産品につきましては、総務省の見解に従って返礼品を選定し、ふるさと納税制度を運営しているところでございます。

3点目でございしますが、ふるさと納税における返礼品については、地元商品のPRや販売促進を通じ、地元業者の活性化や、また、町のPRにつながるものを中心に選定しておりますが、今後は物品のみならず、サービスの提供についても研究してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。それを踏まえまして、また再質問させていただきます。

1点目です。財政の将来予測にふるさと納税効果を今後どのように位置づけていきますでしょうか。

3点目の質問の再質問です。今後、米、あと旅館ですよ、あの主力であったものができなくなり、忠岡町でいいますと、主力であります毛布類が中心になってくると思います。その拡充や内容の向上等を検討されたいと考えますが、いかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

財政に対する影響等々でございますが、ふるさと納税のそういった制度につきましては、一応終了しない限りは、寄附額の変動はあってもゼロになるということは考えられませんが、ただ、本当に不確定要素の強い財源であるということは事実でございますので、今後は寄附額を注視し、ふるさと納税に重きを置くことなく、将来予測に反映させてまいりたいというふうに考えております。

それから、もう1点でございますが、ふるさと納税制度においても当てはまりますが、現在のいろんな傾向といたしましては、安価なものよりも、どちらかといいますとより高級なものが、特別感といいますか、そういったものが好まれる風潮も商品によっては見受けられるということから、特に毛布類に関しましては、例えば素材にこだわった商品の提案を依頼するなど、そういったことにつきまして事業者と連携して考えてまいりたいというふうに考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。その部分を踏まえてなんですが、あと、ふるさと納税を活用した形で、今、ガバメントクラウドファンディングという制度を導入している自治体もあります。要は、つまり役所がふるさと納税を活用してお金を集めて、これから起業する、今やっている企業の新商品を開発する、そういったのに投資していくということ、一言で言えばそういうことです。そういった企業版のふるさと納税における納税額が忠岡町は0円であるという現状を鑑みると、将来を見越せば、そういったことを活用して力を入れて育てていく分野だと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

いわゆる物ではなく事に対する寄附を募るガバメントクラウドファンディングについては、導入している自治体もあるというふうに聞いておりますので、小さな町で本当に特産品も限られている本町におきましては、そういったメリット、デメリットについて、また、企業版ふるさと納税制度の取り組み等についてもまたあわせて、今後調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ぜひともよろしく願います。返礼品なしでも寄附をしてくれる個人や事業者参入を促進すること、これが本来のふるさと納税の趣旨やと僕は思っています。それに向けた取り組みを一層していただければと思います。先ほど申しましたガバメントクラウドファンディングや、その育てた事業者、企業が法人税などで忠岡に還元してくれて、また、忠岡町を出ていたとしても、ふるさと納税等で還流してくれる仕組みに向けて、例えばそういったことを専門に行っている専門家の意見もしっかりその導入に向けて聞くべきであると思っておりますけど、いかがお考えでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

ほんとに小さな町で、目立った産業もない本町でございますので、新たな事業者参入による産業の発展は、本町としても理想とするところでございますので、町内の各部局と連携しながら、また今後、専門家の意見や、他市のそういった事例などについても研究してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしく願います。この泉州でも、日本で5本の指に数えられるほどお金をパーセ

ンテージでためた、要はクラウドファンディングをした人もいますので、またそういった方たちの有効な意見等もお聞きいただければと思います。また、紹介もさせていただきたいと思います。

では、次の質問にまいらせていただきます。狭路における車のスピード抑止策についてご質問させていただきます。

本町におきまして、皆様ご存じのとおり、生活道路中心の30キロ、40キロ制限の狭路が多い状況となっております。その中で、制限時速をはるかに超えたスピードで走っている車も時々見受けられる状況におきまして、町自体としても独自に取り組みをより進めるべきであると考えております。

具体的に言いますと、横断歩道、一たん停止線、見通しが開ける直進路などにおきまして、スピード抑止につながります立体塗装、こういったものを進めるべきであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員ご質問の立体塗装につきましては、近年、通学路の安全対策として他に有効な対策方法がない場合に用いられておりますが、その使用に関しましては、通学路交通安全プログラムでの合同点検において危険箇所としての位置づけと、従来の安全対策では効果が少ないと認められる場合に、その自治体の責任において設置することができるものであります。

本町では、平成27年度に通学路の安全確保に向けた関係機関の連携体制を構築するため、国土交通省、大阪府、泉大津警察、建設課、教育委員会、学校、幼稚園が参画し、忠岡町通学路交通安全プログラムを策定いたしました。そのプログラムに基づきまして開催する合同点検においてご意見を伺い、安全対策を実施しております。

この点検は、通学路以外の箇所においても行うことができますので、対策が必要な箇所がある場合、学校園に要望として上げていただき、次回の合同点検でご意見を伺った上、対策箇所としてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。今の質問につきまして、ちょっと質問があります。

1つ目が、学校園ですね。一住民、一般の方たちが学校や園を通じて上げる以外に方法はないのでしょうかということです。

2点目です。また、その上げられた内容に関しての取り扱いに関する情報の公開はどのようにされていますでしょうか。ご回答ください。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

まず1点目でございますが、対策が必要な箇所がある場合、合同点検でご意見を伺った上、対策箇所とすることが基本となります。しかしながら、緊急性のあるところにつきましては、自治会や町のホームページを通じて要望を上げていただければ、その都度対策につきましては検討してまいりたいと考えております。

それと、2点目でございます。対策箇所に関する情報の公開につきましては、合同点検での対策一覧表として町のホームページで公開をしております。よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ご回答ありがとうございます。先ほどの質問に対しまして、もう一度質問させていただきます。

先ほど挙げられました対策一覧表ですね、あくまで今後、意見が上がって、するという予定のところの対策一覧表やお伺いしています。ただ、例えば一住民の人がホームページを通じて、これはどうやねん、あれはどうやねんというのを上げてきたとします。そういったものまで含めて役所が事務方としてしないと、これはいいだろう、置いておこうという判断をした場合、公開はされていないのが現状やと思います。私たちとしては、そういったのもしっかりと情報として出していただけて伝えていただきたいなと思うんですが、今後そういったことのご検討、いただけないでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

そのあたりにつきましては、そういった箇所、対策しない箇所が公開できるかどうかも含めまして、ちょっとまた一度考えさせていただきます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

何とぞよろしく申し上げます。また、そういったところで、一たん必要じゃないと思ったけど、やっぱり必要やったということも世の中にありますんで、またその辺も私たちがより見ていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、次の質問に参ります。次年度のごみ処理場の運営計画についてお尋ねいたします。

さきの議会説明におきまして、1月中旬に「仕様内容等確定」が示されることが説明にありました。私が憂慮しておりますのは、前回の審議対応と同じ轍を踏むことがないのかということです。

7月議会で否決された、臨時議会で否決された大きな要因といたしまして、議案提案を議会上程してくるまで事前の議会対策の不備が大きい要因であったと私は考えております。つまり、これまでと同じく、「結局最後は、何やかんや言っても賛成多数になるんでしょう」とたかをくくっていたんじゃないでしょうかという空気感をすごい感じておりました。

私は7月の臨時議会のときに、このように質問させていただきました。「この提出された内容に関しまして、この議会での質疑等を通じて、意見の中で変更されることはあるのでしょうか」という問いに対しまして、「ありません」と明確に答えていただきました。それが無いんやったら、じゃあ2つやと思うんです。賛成多数の状況を整えてきてもらうのか、それとも否決覚悟で、専決覚悟で突っ込んでいくのか、どちらかやと思っっているんです。町長はその後、「私たちは正しいことをいたしました」と。要はつまり、議会は反対して役所業務を滞らせる間違えたことをしたということになります。

この状況下におきまして、そのような流れをくんで、1月に前回と同様のやり方で上程してくるのであれば、3月の議会におきまして賛成に転じる議員が、さあこの状況でふえるのかということは甚だ疑問に感じております。そこで、1月に示される仕様書内容等につきましては、確定したような本案として上げてくるのではなく、議会の意見が反映することができる素案として上程されるのでしょうか、ご回答ください。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

答弁させていただきます。

次年度のクリーンセンター運営委託に係る仕様内容については、今般、補正予算案にも計上させていただきましたクリーンセンター運営委託仕様書等作成業務委託が認められましたら、早急に作業に入りまして、1月中には仕様内容を確定させ、委託料の上限である債務負担行為の議案について3月議会に上程を予定しております。

7月に賛同いただけなかった議会としてのご意見集約がない中、当局といたしましては、次年度のクリーンセンターの運営については、随意契約で進めざるを得ない状況であります。

ご質問の7月議会の反対意見を反映されているのかについては、個々の議員皆様のご意見もございますので、反映できる、あるいはできないについては答弁を控えさせていただきます。

また、来年1月中に仕様内容等を確定させるという意味合いは、あくまで3月議会の議案上程の締め切りとの兼ね合いからぎりぎりの作業日程であり、今回は素案として提示して、議員の皆様のご意見をお聞きし、本案とすることは困難であります。

また通常、議会に上程する議案とは本案でありますので、その作業段階の素案を上程するというごことはございません。しかしながら、本案の上程に至る経過として、仮に報告等が必要な場合は、これまで実施してまいりましたように、事前に議員の皆様にご説明等を別途開催いたしますので、その旨ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ご回答ありがとうございます。

先ほどの意見の中で、議員意見の集約がない中とありましたけど、反対した議員の意見に対しての、要は反対された議員の方たちが、その反対意見について「それは違うやろ」とか言うて入り乱れていたのであれば、反対意見を述べた議員個人の意見のそれぞれの意思が違うという見解はわかります。ただ、そこにそれがなければ、反対意見を述べた議員個人のそれぞれの意見、それは総体的なものとして執行機関側に取り入れていただきたいものであると解していただきたいと僕は思っています。だから、反映できるできないの回答を、現状できないという回答に関しまして、私個人としては受け入れることは全くできません。

ただ、このような回答をされるということは、3月の議会において賛成多数に持っているだけの内容、状況、それをしっかり整えていただく自信があるロジックを出してくれるのであろうと考えてまいります。

今の意見を踏まえて、確認のための回答を1つ述べます。先ほど、報告とありましたが、この1月中に上げてくる仕様書が議会に上程された場合、その議案に対して議会による意見の集約をちゃんと行って提出して意見をさせてもらったものであれば、反映、修正は可能なものなのではないでしょうか、ご回答よろしくお願ひいたします。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

こちらのほうで答弁させていただけるものかどうかというのはあれなんです、議会の会議規則等にとつて意見の修正は可能であると思っております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。また、その形で議会としても臨ませていただきますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

では、次の質問に参らせていただきます。ごみの収集方法について質問させていただきます。

私、12月の某日に、忠岡町内の缶や瓶の収集時に、蛍光灯や電球などが袋に思いっきり同封されているところをちょっと確認し、これまでも何度か見てたんです。場所を申し上げて、誰とかそんなのではなく、昼過ぎには、要は置いていかれるのかなと思ったら、意外とそれもすつと回収されていた様子だったんです。それまでも踏まえて。蛍光灯や電球など安く販売されていますけど、回収がその販売店でやっているということはほぼなく、粗大ごみ以外での回収方法は、任意に応じてくれる中小の販売店ぐらいがメインで、最大の供給先である大手の販売店などになると、もうほとんど受け取り拒否というか、放り込むなというように書いているところがほとんどです。

この状況を踏まえまして、2点質問させていただきます。

1点目です。収集における現状対応はどのようにされていますでしょうか。

2点目です。分別を進めるために、使用済み電池や蛍光灯の電球など、少量でなかなかそれを粗大ごみに持っていけというのが困るようなものに関してましては、地域などにス



テーションを整備すべきであると考えますが、例えばですけど、混合されている場合にはより厳格にして、これは回収できませんという、自治体によたらシールを張っているところもあります。かわりに、その回収ボックスを、例えば各自治会館等に設置してもらうなり、日を定めて自治会等を通じて回収してもらうなど、要は自治会に加入せえへんかったら面倒くさい粗大ごみに持っていかなあかんわとかいうようなメリットを出させるような自治会加入の必要性につなげるなど、こういった形で町としてトータルに取り組みを進めるべきであると思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

答弁させていただきます。

第1の部分でございますが、ご家庭で不要になりました蛍光灯、乾電池などにつきましては、有害ごみとして取り扱ってございます。その部分につきましては、空き缶、空き瓶の収集にあわせて別の袋に入れていただいて回収しております。しかしながら、空き缶、空き瓶とあわせてこの有害ごみを混載、まとめて出されるご家庭も中にはございます。それらのごみはクリーンセンターに搬入後、缶・瓶選別業務の中で分別し、別途処分してございます。

2点目の回収ステーション等のことにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、ご家庭で不要になった蛍光灯、乾電池の回収などは、先ほど申し上げたとおり空き缶、空き瓶のときに同時に回収しております。それとは別に、使用済み乾電池に限りましては、役場1階のエントランス及び文化会館に回収ボックスを設置し、独自に回収しております。

ご提案の回収ステーションの整備につきましては、家庭ごみ全般に戸別収集を行っている関係上、改めてステーション方式を取り入れる考えは今のところございません。むしろステーション方式にすることにより、住民の利便性の低下やステーションボックスにいろいろなごみを捨てられるなど回収後の分別作業が増大しますし、また自治体単位での整備となるステーションの管理主体や回収費用の発生などさまざまな問題が想定されます。したがって、本町といたしましては、引き続き現行の戸別収集による対応が最も望ましいのではないかと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ご回答ありがとうございます。この質問で何が僕、言いたいかという、忠岡町はほかの自治体に比べて結構細かいところまで対応してくれている自治体やと思ってるんです。ただ、それって役所がやってしまうと、じゃあ自治会の必要性って何やねんということになってくると思うんですよ。自治会に入らんでも、戸別にやってくれるやん、みんなやってくれるやん、いいやんって。だから、別にいいやん、何で入る必要あるのということに安易にやっぱりつながっていくと思いますし、やっぱりこの災害、これまでの災害や地域の問題を考えた場合、自治会に加入を進めるということは、要は自治会の必要性を上げていかなあかと僕は思っています。

これは別に住民部だけの話じゃないと思うんです。町全体、自治会の全体の考え方の差にもよってくると思うんですけど、次の質問にもつながっていくんですけど、やっぱり役所が何でもかんでも細かいとこまでやり過ぎないというのも一種必要なかなと、僕は個人的には考えておりますので、こういったことも踏まえまして、できるだけ民と民の間で解決できるような仕組みに持って行っていただきたいということで、この質問は終わらせていただきます。

では、次の最後の質問をさせていただきます。災害対策について質問させていただきます。

さきの21号台風による爪跡が残る中におきまして、さまざまな諸課題を本町としても突きつけられることになったと思います。それを踏まえまして、4点質問させていただきます。

1点目です。災害発生時において、本町の災害マニュアルはいかに活用されましたでしょうか。

2点目です。災害時の支え合いとなる住民マッチング機能、これは活用されることになったでしょうか。

3点目です。現状の備蓄状況及び従前の備蓄目標に対して、今回の災害を経験した上で、備蓄目標、その内容に変更等はございましてでしょうか。

4点目です。備蓄食料等に泉州産の食材等を活用したものもありますが、そのようなものを導入するような視点についてどのようにお考えか、この4点、一括にてご回答ください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目でございますが、台風21号においては、大雨警報や暴風警報、高潮警報が発令

されたものの、住民に対する避難準備、高齢者避難開始などは発令しておらないため、自主避難所の開設、またあわせて地域防災計画に基づいた職員の配備体制をとり、対応に当たったところでございます。

2点目でございますが、台風接近時には避難勧告等の判断、伝達マニュアルに基づき、各自主防災組織への情報伝達や要支援者への避難の呼びかけ依頼などを行っておりますが、台風21号の被害の要因となった暴風に対しての避難判断基準は設定しておらず、結果として要支援者支援制度がうまく機能しなかったものと考えております。今後は、自主防災組織と災害時の協力体制について協議をしながら、情報提供や共助の充実に努めてまいりたいと考えております。

3点目でございますが、備蓄物資や備蓄量においては、平成27年度に大阪府と市町村で構成する大阪府域救援物資対策協議会が示した備蓄方針に基づいて計画しており、今回の台風によって備蓄量を変更する予定というのは特にございません。

4点目でございますが、備蓄食料については、主にアルファ化米を中心に備蓄しており、現在は備蓄食料などの産地に関し特に定めはございませんが、泉州地域産の備蓄食料や備蓄物資など本町で購入が可能なものがございましたら、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ご回答ありがとうございます。2点目にありましたマッチング機能ですね。それを今後どうにかするか、またこれも課題に出てきていると思います。先ほどの公式メールを通して、確かな町からの情報というものを伝達することができれば本格化していただきたいと思っておりますし、ただ、さまざまな今、便利商品みたいなので、見守り商品とかをいろんな企業が出しています。ただ、やっぱりそれって結局、人が見えないんですよ。災害がなかったら、何年もたって出会うこともない、会うこともない、使うこともない。みんな忘れてしまうんですよ。で、ある日突然ブーンとやってきて、ある日突然ウワーッとなって、何やこれってなることも、やはり災害の実際問題、急に10年、20年ぶりに起きたような地域ではよくあることやと聞いています。

私自身もケアマネ協会に属してますし、そういった人たちと話してみると、やっぱり地域でふだん仕事をされて、地域で顔が見える方たちに一定の補助なり助成をして、そういった人たちが地域の連絡なり顔、ふだんのつながり、それこそそうやってずっと事業所をあけてるわけじゃないですか。通るときに顔だって見ますよ。そういったことでの要は声かけや支援体制等にシフトしていただけないかなと思うんですけど、1点目、これ

はいかがでしょうかということです。

2点目です。備蓄物資のラインナップについて、先ほどありましたけど、泉州産の、最近会社がこの和泉市のほうにもできたんで、この前そういうような見本市に行ってきたんですけど、そういったものも踏まえまして、現在、忠岡の備蓄物資のラインナップについてはどのようなものでしょうか。いかがお考えでしょうか、ご回答ください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目でございます。災害発生時における情報伝達の重要性というのはほんとに認識しているところであり、メール配信については現在導入に向けて検討しており、また声かけ等につきましては、自主防災組織のみならず地域の力を活用できるよう今後検討を進めてまいりたいと考えております。また、あわせていろんな、先ほど質問にありましたとおり町内に福祉事業所等もたくさんあると思いますので、そのあたりの活用等につきましても研究してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の備蓄物資につきましては、大阪府域救援物資対策協議会が食料など11品目について必要量を示しており、本町についてもそれに基づいて引き続き備蓄を進めてまいるというところがございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

時間ですので、以上をもちまして三宅議員の質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、杉原健士議員の発言を許します。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

発言のお許しをいただきましたので、呈祥会の杉原でございます。一般質問をさせていただきます。

9月議会に引き続きまして、入札制度の適正化を図るための改善方法についてお尋ねいたしたいと思っております。

本年11月に、総務事業常任委員会のメンバーでお隣の和泉市さんのほうへ入札制度監視委員会の視察をさせていただきました。公共工事の発注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、入札及び契約の適正化に取り組むことが求め

られています。現状では、いまだ9割以上の市区町村が、入札及び契約の公正性・透明性の監視や苦情の適切な処理のための第三者機関の設置を行ってはおらず、このような状況の中、早急に改善する必要があるとのことをございます。

入札・契約に関する透明性・公平性を確保するためにも、中立・公正な第三者の監視機関を設置する必要があると思うんですけれども、ご答弁をお願いしたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

入札及び契約の過程、並びに契約の内容の公正性の確保と透明性の向上を図るためには、入札及び契約の過程、並びに契約内容等について、学識経験者等の第三者の監視を受けることが有効な取り組みの1つであるということは認識しているところでございます。

今後におきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、入札等監視委員会などの第三者機関につきましても、既に設置している団体の取り組み状況等を参考に調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

ありがとうございます。お隣の和泉市さんのほうも、以前に新聞紙上を騒がすような汚職等々の中で、こういうふうな経緯をもって公平性・透明性というような部分で第三者機関を設けたはずだと思います。本町におかれましても、これを機にこういうふうな形で第三者機関を設けながら、また入札のほうも先進的に、また透明性を図るためにも、いろいろところで新しい形を望みたいところでございます。

というのも、9月議会で申しましたように、例えば最低制限価格を設けるなどなど、その点をよろしく願いたいします。その辺よろしく願いたいしまして、次の質問に参りたいと思います。

次の質問でございすけれども、来年度開園する認定こども園につき、お聞きいたしません。

新しいこども園ができることで待機児童はゼロになるか。また、新園の教育理念に対しまして、本町は指導に入ることができるのかということですね。

忠岡町の教育大綱にも述べられてるように、「小さくてもキラリと光る忠岡町、本町の

「誇り」と将来への「夢」、「志」を持った子どもたちの育成、生きがいを持って生涯学び続ける心身ともに健康な町民の育成、就学前の子どもたちの健やかな育成のための質の高い教育、保育、子育て支援の充実に努めてほしい」と教育大綱のほうにも書いていますけれども、ひとつご答弁よろしくお願ひいたします。

教育部（立花 武彦部長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

1点目の新しいこども園ができることで待機児童が減るのかというご質問に対しまして、ご答弁させていただきます。

皆様ご承知のとおり、来年4月から忠岡小学校地区におきまして社会福祉法人光生会が運営するピープル忠岡チャイルドスクールが、公私連携の認定こども園として開園いたします。このこども園が開園することにより、長年の懸案事項でありました保育士不足が解消される見込みであり、保育士不足が原因の待機児童の発生は解消されるものと期待しているところでございます。

ただ、現時点におきましては、保育所の入所調整中でありますので、確実なことを申し上げることはできない状況でございまして、教育委員会としましては、今後の子ども人口の推移を注視しながら、将来にわたり待機児童が発生することのないよう、柔軟性のある施設の整備が急務であると認識しておりまして、現在、東忠岡小学校地区のできるだけ早期なこども園化を図ってまいりたいと考えております。

2点目の、新園の教育理念に対して本町の指導も入るのかというご質問でございますけれども、新しいこども園につきましては、公私連携のこども園ということで、当然ながら町の教育理念を十分に引き継いだ園の運営を行っていただきます。しかしながら、日々の教育、保育につきましては、法人として特色ある運営を行われる部分もあると考えております。日々の運営を行う中で問題点等が出てきた場合につきましては、町と法人、保護者の三者で行う三者協議会におきまして解決を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願ひ申し上げます。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

来年10月には無償化のほうも始まるということもありますので、多分応募者がふえると思います。その中で頑張ってもらおう。それは特に、一般の住民の方は、新園ができる

し、認定こども園になっていることで、多分心の中は待機児童はゼロじゃないかというように認識していると思うんですけれども、その辺も新しいこども園の方々にも重々よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、他市では、新しくできた認定こども園、お聞きするところでは人気が非常に高く、他市のほうから引越してきてくるというような若い夫婦がふえているということもお聞きしております。それと、やっぱり先ほど部長のほうからも答弁がありましたように、いち早く全ての園を認定こども園にして、園同士の競争力というんですか、そういうものをつけて、どちらにでも行きたい、絶対行きたいんだというような形で、この少子・高齢化のただ中で、町としてどういうことをしていったら一番いいのか、それは福祉も当然のこと、若い夫婦、子ども連れの方が長年永住してくれるようにまちづくりをする中で、この就学前の教育、またサポートに力を入れていかななくてはならないんじゃないかということをおもうわけでございます。その認定こども園に対して、絶えず競争力をつけるためにもどのような指導をしていくのか、今後どのようにスピードアップしていくのかということをおひつお願ひしたいと思ひます。

余談ではございますけれども、今ちょっと脚光を浴びているフィギュアスケートの紀平さん、あの人も聞くところによれば認定こども園で、ヨコミネ式の園におりまして、小さいときから跳び箱10段を跳んでいたというようなことも聞いております。そういうことでも、ちょっとしたところでキラリと光るようなものをつくるように、就学前の教育というのも大事だなと思ひますけれども、ひつご答弁お願ひいたします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

いろいろな認定こども園があると思ひます。本町としましては公の就学前施設として、教育方針にもございますけれども、「未来に夢や希望を持ち、自ら考え判断し、自らの言動に責任を持って行動できる。また、あたたかい人間愛の精神にあふれ、感謝と思いやりの心で行動できる。そして、生涯をとおして自ら学び続ける力を身につけ、未来を拓く心豊かな子に育てる」ことを教育、保育の基本方針としております。本町としましては、健やかな子どもたちの成長を願ひながら、就学前教育、保育に努めてまいりたいと思っております。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

ありがとうございます。そういうふうにして、魅力のある忠岡町であり続けてほしいということを願ひまして、お願いといたしたいと思ひます。

最後の質問ですが、小学生の英語授業についてです。新学習要領が2020年度より完全実施になる本町において、このことを踏まえてどのように取り組んでいるのか、また、独自性があるのかをお聞きしたいと思ひます。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（前田 長市議員）

土居理事

教育部（土居 正幸理事）

学習指導要領は、各学校の教育課程編成の基準となる国の大綱であります。議員お示しのとおり、平成32年度（2020年度）から新学習指導要領が完全実施されます。小学校英語につきましては、小学校3年生、4年生において週1時間、年間35時間の外国語活動として、また小学校5年生、6年生においては週2時間、年間70時間の教科として実施されることになっております。

現在、移行期間となる今年度及び来年度、本町では3・4年生において週1時間、5年生、6年生では週2時間の完全実施に向けて授業を行っております。本町小学校英語の現況につきましては、3・4年生の授業におきまして、英語を母国語としている外国語指導助手と担任の先生が、5年生、6年生の授業におきましては、中学校の英語科教員と担任の先生がそれぞれチームティーチングによる授業を行っております。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

ありがとうございます。国際的になっていかなあかんのかなというところも踏まえまして、大阪においても、今後ラグビーのワールドカップ、また全国的にはオリンピック、パラリンピック、そして万博の誘致も決まりました。その中で、どのように国際的な子どもたちを育てていくのかという点と、そしてまた、狭隘な町ですから、先ほどの質問でもございますように、忠岡町の今後の生き方というところで、いかに子どもを集めるか。そういう点に対しましても、これは英語科教育、また小学校教育、先ほども就学前教育等々質問させていただきましたけれども、その辺についてほんとに特化したような先進事例でもって、大阪府下の中でも忠岡町でしか類を見ないというような形の教育方針というような形に持って行ってほしいと思ひたいところでございます。



また、後の高迫議員の質問ではございますけれども、1クラス40人以上の学級にしましては、町独自の2クラス制というのも当然視野に入れてほしいというものもありますけれども、その中でもう1つ、3年生までから十分英語科の教育をするんですけども、他にもうちちょっと県外をまたいででも特化しているようなところがありましたら、ちょっとここでお教え願いたいんですけども。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（前田 長市議員）

土居理事

教育部（土居 正幸理事）

今、議員おっしゃいましたように、国際的な状況になりつつあるというのは認識しております。そのような中で、1つ先進事例ということで、現在本町におきましては、町内の小学校の英語教育を推進するために、近隣市町村に先んじて、まず全ての小学校教員を対象に指導力向上のための研修、英語教育推進授業を毎年実施しております。

また、町立幼稚園・保育所の5歳児を対象に、年間6回の英語に親しむ場を保育時間内に提供するとともに、町立小学校1年生から4年生までの希望者を対象に、英語に対する興味、関心を高めるための授業、英語レッスンを週休日となる土曜日に年間17回実施しております。近隣等もそれぞれやっておられると伺っておりますが、今後も新しい学習指導要領に基づきまして、子どものよりよい学びにつなげるよう取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

ありがとうございました。今後ともその辺の教育理念を持ちながら、キラリと輝く、もうそれしかありません。少子・高齢化は待ったなし。その中で、若い子どもを忠岡町に1人でも2人でもたくさん転入していただきまして、学力向上、忠岡町の繁栄のために、教育委員会のスタッフの皆さんによりしくお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（前田 長市議員）

以上で、杉原健士議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

6番、日本共産党、河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、防災対策についての1点目であります。本町の防災無線が聞き取りにくいという問題についてです。私たち議員や役場の職員さんも、かねてから住民の苦情を聞いておられると思います。平成25年10月にアナログからデジタル化に整備をされ、忠岡町全体に防災行政無線が聞き取れるようになるというふうに言われておりました。屋外拡声子局配置図を見ても、デジタル化した新規設置箇所以外に無線が到達しない箇所には、既設流用箇所としてラップ型の防災無線が設置されております。

9月4日の台風21号は大きな被害を本町にもたらしました。ブルーシートの配布や罹災証明の発行、また災害ごみの収集など、連日防災行政無線で放送がされておりました。そんなときでありますから、ふだんと違って、住民の皆さんは放送が流れるたびに耳を凝らして聞こうとされる。それでも、地域によっては聞き取りにくいという声がありました。今回のような災害が起きたときに、役場からの放送が聞き取りにくいということは、避難する行動が遅れたり、また、住民に公平に情報が伝わらない、こういうことが起きております。

町として、聞き取りにくい地域の把握や、また今後、そういう地域にどのように対応されていかれるのかについてお聞きしたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

台風接近時には、住民への情報伝達手段といたしまして、町のホームページや防災行政無線を利用しており、防災行政無線につきましてはデジタル化を行い、聞こえ方が向上はしておりますが、依然聞き取りにくいという連絡もいただいているところでございます。聞き取りにくいという場所につきましては、Jアラートの試験放送時に職員が現場に行きまして確認等をしておりますが、屋内と屋外では聞こえ方に差が生じるものであるというふうに考えております。

災害時における住民への情報伝達、それから周知方法の充実は、最重要課題というふうに認識しており、ご質問の中にもあります戸別受信機等々につきましても、メーカー等に問い合わせをしたところ、機器代のみだけでなく、その環境によっては工事の必要な場合もございます。その工事代もまた別途かかるというところでございました。

現在、担当部署におきましては、防災行政無線の聞き直しができる自動応答装置の導入や、登録された携帯電話へのメールの配信などについて、近隣の市町の導入状況や導入システムの研究などを進めており、来年度の出水期にはまずこれらの情報伝達が整備できるよう、現在取り組みを進めておるところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

家の中にいると、特に冬場は窓を閉めておられますので、そういった状態では聞き取りにくいかというふうに私も考えていたわけなんですけど、しかし、先般の台風 21 号の後、地域を言いますと南 2 丁目ですね。南 2 丁目で被害状況を見ていた私でありますけど、そのときにちょうど役場から災害ごみの出し方や罹災証明の発行の放送が流れてまいりました。外におったわけなんですけど、何か放送しているのはわかりますけど、声が建物にぶつかって反響して、全く言葉が聞き取れませんでした。

以前、東区や西区の自主防災会で避難訓練をされたときにアンケート調査を取られたというふうに聞いております。また、平成 27 年 9 月、大阪 880 万人一斉訓練のときにも役場がアンケートを取ったと記憶しております。しかし、町全体として把握はできていません。どの地域が聞き取りにくいのか、例えば東 3 丁目の地域も聞き取りにくいと言われております。放送されている声が聞こえても、何を言っているかわからなければ全く役に立ちません。

これまで職員の方もテスト放送で、先ほど J アラートで職員の方も出かけたということではありますけど、今回の災害を教訓として、皆さんがちゃんと情報を共有できる、そういう対策が非常に大事になってきているというふうに思います。

そこで、さきの決算委員会でも、是枝議員から太子町が住民向けに戸別受信機を設置しているということが紹介されました。そして、先ほど公室長からもその戸別受信機による答弁が、いろいろ工事費が要るとか、そういったことが言われておるわけですけども、太子町に聞くなりしてこの戸別受信機の検討、それは前向きにされるというお考えはないのでしょうか。

先ほどから自動音声応答装置ですか、という言葉もお聞きしていますが、やはり戸別受信機、これが一番確実に情報が伝わるというふうに思うんですけど、その点についていかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

戸別受信機につきましては、国のほうでもその普及促進について研究会などを立ち上げて検討されておると。その中でも、市町村への普及促進にも取り組んでいるというふうなことから、戸別受信機が1つの有効な手段であるというふうには認識はしておるところでございますが、先ほど答弁させていただいたんですが、戸別受信機、1台設置するに当たりましては工事費等もかかって、最大10万円程度の費用がかかるというふうにもお聞きしております。また、設置するに当たっては、その対象範囲などの検討も必要かなというふうに考えております。

そういうようなことから、繰り返しになりますが、まずは自動応答装置の導入や、登録された携帯電話へのメールの配信などについて取り組みを進めさせていただきますが、引き続き情報の伝達の多重化といいますか、多様化に向けて取り組んでまいりますので、その中におきましては、先ほど健康福祉部長の答弁の中にもありました本町の緊急通報システムの活用と、そういうようなことについても含めて検討してまいりたいと思います。

それから、そういう中で別受信機についても、太子町というような言葉もお聞きしておりますので、近隣の状況について再度調査研究してまいりたいというように思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

太子町の戸別受信機は、全世帯及び事業所を訪問して設置を推進したと。危機管理課の窓口で希望者に受け付け、そして無償貸与、貸し出しですね、貸与をしておられるというふうに聞いております。20歳の単身者である学生も全て対象となっております。設置世帯数は、平成28年度末で3,872世帯、これは71.2%の普及率だということでありまして。スマホなどの対応で必要性を感じないという単身者もいらっしやったということで、100%までは行きませんが、71.2%というふうになっております。

また、この太子町では毎晩8時に定時放送をしていて、ふだんは夜間暗いので気をつけるようにであったり、おれおれ詐欺に気をつけることなどテープで放送しています。災害時でなくても、ひとり暮らしの高齢者などは大変安心されていると思います。

戸別受信機の整備の財源は、太子町では防災対策事業債90%で、一般財源が10%、事業債に対して交付税算入が50%されたというふうに聞いております。先ほど公室長も言われましたように、総務省では防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり

方に関する検討会、これを実施して、ことし3月に報告書をまとめております。この報告書の背景と申しますのは、防災行政無線は災害時の地域住民への情報伝達手段として大きな役割を担っている。また、高齢者等防災情報が届きにくい方々に、よりきめ細かく防災情報を行き渡らせるためには、住居内の戸別受信機が有効と考えることから、その普及促進を図ることが重要になっているというふうに書かれております。

そして、戸別受信機の普及促進に向けた財政支援措置として、防災行政無線の戸別受信機の配備に要する経費については、平成32年度まで特別交付税措置を延長というふうに書かれております。特別交付税措置の措置率は70%です。総務省では、市区町村の災害時における情報伝達の取り組みを後押しするために、高齢者や外国人の方々に必要な情報を確実に届けられるようにするための情報伝達の環境整備を図る情報難民ゼロプロジェクトを推進しております。推進するからには、このような交付税措置もあるわけです。

電話機を使つての自動音声応答装置、それを検討されているということでありましたが、やはり情報の伝達が確実に伝わると、そういった戸別受信機の検討をされるべきだというふうに思います。交付税措置もあるわけなんです、こういった財源を使つてできるのではないかとこのように思います。いかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

先ほど答弁させていただいたとおり、1台10万円程度の費用がかかります。もちろん交付税措置というようにございますので、整備するに当たっては、こういったものももちろん検討はいたしますが、あくまでも交付税の算入ということでございますので、必要な財源が補助金的にももらえるわけでもございませんので、本町の厳しい財政状況でもございますので、そのあたりも十分考慮しながら検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

先ほどから最大10万円程度かかるのではないかとこのようにお考えであります、それはいろいろとたくさん、うちは日立というふうにお聞きしているんですが、安価なものもあるのではないかとこのように思いますので、そこはいろいろと調査していただいて進めていただくということが大事ではないかとこのように思うんです。

それで、総務省のこの検討会では、住戸内の戸別受信機は、大雨の屋外スピーカーからの音声聞き取りづらい場合に極めて有効であるというふうに報告されております。平成28年の新潟県糸魚川大規模火災では、延焼範囲内の世帯にこの戸別受信機が整備されておりました。火災発生の実態が迅速に伝達されたというふうに報告がされております。

災害が起こったとき、停電によってテレビ、ラジオからの情報を得ることができなくなります。停電は今回の台風でもたくさんの方が経験をされました。一分一秒の情報伝達のおくれは致命的となります。災害が起こったときの停電が予想される中で、いかに災害発生の危険性に関する正確な情報を速やかに提供するかが、本当に大事になってきていると思います。

全部忠岡町が持ち出しするわけではございません。交付税算入もあります。戸別受信機、調査研究もされるということもお聞きしているわけですが、平成32年度と国の交付税措置の期限は切られています。ですので、日にちは迫っておりますので、ぜひ実施に向けて早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。これについて一言だけお願いしたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

ほんとに防災行政無線というのは非常に有効な手段であるというふうに我々も認識しておりますので、国の検討会の報告書等々もございまして、そのあたりも参考にしながら、先ほど答弁させていただきました今現在本町が検討しております自動応答装置やメール配信、また福祉部局が行っております緊急通報システムの活用、それもあわせて総合的に調査研究、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

いろいろとそういった自動発信メールですか、それから自動応答装置、そういうのもお金が要るわけなんですから、やはりここはきっちり情報が伝わるという戸別受信機、これはぜひ検討していただきたいというふうに思います。

では、2点目についてお尋ねしたいと思います。次は火災報知機についてであります。

平成23年6月1日までに設置義務化され、平成21年から22年にかけて忠岡町では

住宅用火災報知機整備事業として、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳Aである方、また精神障害者保険福祉手帳1級に該当する方、またそういった方々の属する世帯と、65歳以上のひとり暮らしの高齢者の世帯を対象に、忠岡町は火災報知機の支給から取りつけまでをされました。設置されたのは511世帯と聴覚障がい者用で19世帯でありました。そろそろ10年がたとうとしております。電池の交換時期に近づいておりますが、町はどう対応されるのでしょうか、お聞きいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま議員ご質問いただきました火災報知機につきまして、議員仰せのとおり、平成18年に改正消防法が施行されまして、新築住宅の居室や階段の上の天井などに住宅用火災報知機の設置が義務づけられ、既存住宅につきましても遅くとも平成23年5月中までに設置することが義務づけられました。

本町では、平成21年度、22年度に火災報知機を早期に設置するよう普及啓発活動を展開するため、地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用しまして、ひとり暮らしの高齢者、重度障がい者等を対象に設置いたしました。

設置以降の対応につきましては、警報機の維持管理に要する経費及び転居等により警報機を取り外す必要が生じた場合は、当該世帯が負担することや、設置した警報機により発生した事故等につきましても、本町は責任をとれない旨の同意書をいただきまして設置をいたしました。

そういうことでございますので、議員仰せの電池交換等につきましては、今のところ行う予定はございませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

先般、いきがい支援課からいただいた資料に、警報機の維持管理に要する経費は当該世帯の負担とする、そういった承諾書を町は取っておられます。しかしながら、さきに申しましたが、障がい者や高齢者の方が天井に、火災報知機ですから高いところについております。天井につけられた火災報知機の電池の交換ができるでしょうか。例えば、電池は購入してもらって交換は忠岡町がしてあげる。忠岡町が設置されたのですので、承諾書を取っているとされても、その後の責任もちゃんと忠岡町の責任であるべきではないかとい

うふうに思います。交換のできる方は自身でされるでしょうが、できない世帯の対応についてはやはり町の責任で対応すべきだというふうに考えております。いかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの質問につきましても、先ほど申し上げましたとおり、おひとり暮らしの高齢者をご自身で交換等はできないということは私どもも重々理解しておるところでございますが、取りかえる行為につきまして、シルバーセンター、その当時の事業でもシルバーセンターを利用して取りかえをいたしましたので、取りかえる行為につきましてはシルバーセンター等をご案内させていただくということは可能かと思いますが、取りかえるその費用につきましては、本町の財政状況も厳しい折から、申しわけございませんが、対応のほうは難しいかと存じ上げますので、よろしくお願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

シルバーのご案内と、費用については自分で持っていたきたいというふうな答弁であります。電池交換の作業については、せっかく火災報知機がついても電池が切れては何の役にも立たないわけです。ボランティアという手法も考えるなどして、ぜひこれについては検討していただきたいというふうに思います。

そして、平成 22 年度以来、新たに対象となられた方については、65 歳以上の低所得者のひとり暮らしの高齢者を対象とした老人日常生活用具給付等事業、障がい者の方への日常生活用具の給付のところ、火災報知機の項目はございます。が、どちらも課税世帯であれば実費であります。ここ数年、本町で火災が発生し、亡くなられたという悲しいケースが数件ございました。このお家が火災報知機がついていたのかどうかということとはわかりませんが、初期の段階で火災をキャッチしてもらうことが大事であります。

設置義務化された平成 23 年 6 月までに火災報知機の全国平均普及率は 80% の目標で、平成 22 年 6 月時点での本町の普及率は 19.0% だと、当時の担当部長や消防長が答えられております。消防のほうでも防火講習会を通じての啓発や、ある自治会では独自に無料配布などをしておりますが、普及率が今どこまで上がっているのか、これについてはなかなか把握できないような状況です。

忠岡町全体を把握するのが大変であるならば、例えば木密地域のところをモデル地区と



して調査をし、啓発をしていただく。密集した地域では1軒で済まず、隣近所にも火が広がるという危険性もございます。アンケートも取って、所得に関係なく未設置のひとり暮らしになった高齢者、老老世帯、障がい者にも町が火災報知機を設置し、普及率を上げるためにぜひ検討していただきたいというふうに考えております。それについてももう一度答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほど来ご質問いただいている件につきまして、何度も同じ答弁とはなるんでございますけれども、ございます制度をご利用していただきまして、所得制限はございますけれども、非課税のお宅につきましては無料でつけさせていただくことが可能でございますので、新たにつける場合には、老人日常生活用具給付事業をご利用していただき、その電池交換等につきましては、こちらがご案内申し上げるシルバーセンターのほうで対応をさせていただくということで、費用につきましては、申しわけございません、忠岡町につきましては何分財源が大変厳しい折でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

この答弁は、いきがい支援課の部長がされているんですが、やはり消防署としてもいろいろ啓発活動で回っておられるというふうに思います。この施策というのは、福祉の制度というよりか、やっぱり防災対策ですね、この一環であります。ですので、やはりここは消防署とも協力していただいて普及率を上げていただく、それが今後の課題ではないかと。今現在でも指導で回っていただいているというふうには聞いておりますが、やはり安心・安全のまちづくりで、住民の命、財産を守るということは町の責任でされるということが大切ではないかと思えます。

すみません、質問通告には書いておりませんが、もし答弁できるようでしたら、消防長のほうからも答弁をちょっとお願いできたらなというふうに思います。

消防本部（山田 忠志次長）

議長。

議長（前田 長市議員）

山田次長。

消防本部（山田 忠志次長）

私のほうからでよろしいでしょうか。

6 番（河野 隆子議員）

はい。

消防本部（山田 忠志次長）

住宅用火災報知機の必要性というのは、春、秋の全国火災予防運動期間中に各自治地区ごとに、一度に忠岡町管内を回ることはできませんので、地区ごとで戸別訪問させていただいて、その重要性というのを十分認識していただく。それとまた、普及率をどれぐらいの家庭でつけておられるのかということを確認するためと、あと、仰せのとおり、もう10年以上たっておりますので、電池切れよりも機器本体の経年劣化で、10年たてばもう使えなくなるもの、正確には火災を感知できなくなるということで、電池が切れたら本体をかえてくださいというふうに、10年たったら取りかえるというふうに今は戸別訪問で指導させていただいております。

例えば、その電池の不良とかで5年ぐらいで、まだ買って5年やのに、それは電池をかえてもいいと思うんですけども、それほど高くない機器でございますので、10年たったら取りかえていただいたほうが、電池をかえるとか、そういう費用を使うよりも、本体自体をかえてもらって、正確に火災をできるようにというふうに戸別訪問させていただいております。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

ありがとうございます。すみません、ちょっと一般質問のほうに書いていませんでしたので、突然で申しわけないです。

いろいろと戸別訪問もしてもらっていますが、今聞きまして、電池交換だけでなく、本体も10年たつと劣化して使えなくなるというふうに今聞いて、私もびっくりしているところなんですけど、やはり啓発運動が大事だというふうに思いますので、これは今後ぜひ連携を、福祉と消防のほうでも連携をとっていただいて、防災対策の1つでありますから、ぜひ啓発も考えていただきたいというふうに思います。

では、最後の質問に移ります。

台風21号で多くの住民が被災をされました。あらゆるものを壊して、恐ろしい状況に見舞われました。大変な被害を受けたお家でも、先ほど答弁で現時点で一部損壊が809軒、半壊が8軒だというふうに言われておりました。しかし、一部損壊といっても雨漏り

で自宅に住めなくなり、引っ越しなどせざるを得なくなった方もおられます。特に借家にお住まいの方は、家主さんがもう修繕をする力もないということで、引っ越しを余儀なくされた、そういった住民がおられます。災害によって思いもよらない出費で家計が大変になっております。特に高齢者の方が多いです。

しかし、一部損壊は災害ごみの無料の引き取りだけで、税や、そして国保料、介護保険料の減免を受けることはありません。しかし、暮らしが大変になっている状況でありますので、一部損壊であっても、せめて国保料、介護保険料の減免を実施されるべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今回の台風21号は、本町に大きな爪跡を残しました。議員仰せのとおり、一部損壊により引っ越しを余儀なくされ、大変な状況になっているご家庭があることも存じております。

ご質問の国民健康保険料、介護保険料の減免制度につきましては、本町保険料条例及び規則によって要件を定めているところであり、その基準として、被保険者の住宅被害の程度が半壊以上としておるところでございます。近隣市におきましても、対象は半壊以上とされておりまして、また、本町の財政も厳しい状況でございますので、減免の適用は難しいと思っております。

また、被害を受けたことにより事業収入が減少し、前年と比較して所得が減少する見込みの場合は、減免の可能性がございます。窓口にて随時ご相談を受け付けいたしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

対象が半壊以上とされているわけなんですけど、もちろんここにいらっしゃる皆さん、全部皆さんご存じだと思いますけど、一部損壊であってもひどい状況であるというふうな実態になっております。

そこで、北部地震と台風21号で大きな被害があった高槻市ですね。ここを紹介すると、一部損壊であっても住宅修理支援金として3万円から5万円を支給して、国民健康保険料、介護保険料、これは半額に、一部損壊であっても半額に減免をしています。軒数は

5,000軒を上回っているとのことであります。国の支援法が適用されない中でも、支援金であったり、国保料、介護保険料の被災者減免を市独自でされているということでもあります。

近隣では、泉佐野、田尻では、一部損壊の方に、保険料の減免はございませんが、住宅改修支援金として上限10万円が支給されております。やはり被災された方に寄り添って、忠岡町がどういうふうに支援していくのか。これは財政が厳しいと先ほどから言われておられますけれども、生活が大変になって家庭が本当に苦しいときだからこそ、忠岡町が保険料の減免をして支援をすると、そういったことが本当に大事ではないかというふうに思います。これについてはぜひ検討をお願いしたいと思います。最後の答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

議長（前田 長市議員）

時間ですので、東部長の答弁をもって終了とします。東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほどから同じご答弁ばかりになるんですけれども、担当部局としましては、少しでも住民さんの生活が安定するようにしたいというところは、気持ちはございますけれども、財政当局と相談しながら行ってまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。再開は午後1時からです。

（「午前11時56分」休憩）

議長（前田 長市議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 長市議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

5番、日本共産党の是枝です。一般質問をさせていただきます。

台風21号は、この泉州地域に大きな被害をもたらしました。忠岡町でも800件を超える罹災証明が発行され、半壊は8件もあり、3カ月たった今も屋根にブルーシートが目立つ状況です。被災された方々が早くもとの生活に戻れることを願ってやみません。また、国や大阪府、忠岡町の支援を強く求めるものです。

まず初めに、防災についてです。忠岡町の町役場の停電時の自家発電が8時間という非常に短過ぎるという問題について質問いたします。

台風21号の被害による停電は、忠岡町でも一時的に約4,000世帯にもなりました。いかに私たちがライフラインに依存した生活をしているかということを感じたものでした。本町シビックセンターは、たまたま運よく停電を免れましたが、道を隔てた向かい側の地区では4日間も停電したままでした。長いところでは、電力復旧まで1週間かかった地区もありました。停電しているところのマンションや団地では、エレベーターが動かず、暑いのにエアコンも使えず、水道は貯水槽から電気で見上げているので、蛇口からは水が出ず、4日間も大変な思いをされていました。

そのため、忠岡町では、台風が過ぎ去った後も、ふれあいホールやスポーツセンター、児童館を台風通過後も停電の復旧まで避難所として開設をしました。エアコンも効いて、水も使えて、トイレも流せて、大変よかったですと思います。もし忠岡町役場シビックセンターが停電をしていたらどうなっていたか、考えただけでも大変恐ろしいことでもあります。

まだ9月初めの夏の暑い時期、役場もシビックセンターも窓があげられない構造になっています。停電すればエアコンがつかない、照明もつかない真っ暗な中、水道も使えない、トイレも流せない。暑さのあまり体調を壊すことになりかねません。避難所としてはどうなのかということも考えさせられます。役場のほうも、水も電気も使えない真っ暗な中、パソコンの光だけがついている。どうやって日常業務をすることになっていたでしょうか。

今回は、役場が停電しなかったため、よかったわけですが、南海トラフ地震が30年の間に起こる確率が70%から80%とされており、大規模災害が起こり、災害対策本部が置かれ、防災の拠点となるこの役場が、このような中で災害対応に当たるのは大変なことだと思います。また、役場2階の保健センターは、公的な福祉避難所としての役割もあり、障がい者や要介護の高齢者などが避難してきます。なので、役場が停電したときのための自家発電施設が非常に重要になってきています。

忠岡町の業務継続計画（BCP）を見てみますと、役場の自家発電施設はエレベーターと電話とパソコンの、この3つの最低限の施設に限定的に供給した場合に8時間しかないと。8時間しかもたないということになっております。この3つ以外に電気を使えば8時間も持ちません。自家発電の燃料はA重油で備蓄ができないそうです。災害時、ガソリンスタンドが被災していなければよいですが、また夜間や休日の場合、専用のタンク車ですぐに持ってきてもらえるのか、わかりません。道路が陥没していたり段差ができていた

ら車で運搬できません。8時間では不十分ではないでしょうか。

そのことは、ことし11月27日付の総務省・消防庁からの通達でも、災害時の防災拠点となるところの自家発電などは、平成32年度までに72時間以上を確保することというふうに言われております。

そこで、お尋ねいたします。忠岡町役場の自家発電設備を、国の財政措置も活用して、平成32年度までに72時間以上の装置に変える必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

もう1つ、役場の自家発電は、避難所となる隣のふれあいホールやスポーツセンターのある南館には接続されていないことがわかりました。大変なことです。この際、併設のふれあいホールやスポーツセンター、児童館のほうにも、避難所となりますから自家発電を接続する、あるいはバッテリーなどを整備するお考えはありませんでしょうか。まずは担当部長よりお答えをいただきたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目、2点目、一括して答弁させていただきます。

本町のシビックセンターは、ご承知のとおり平成10年に竣工いたしまして、当時から災害発生時においても業務執行ができるよう非常用の電源が整備されておりますが、稼働時間は8時間が限界となっており、また庁舎と併設されているスポーツセンターやふれあいホールには非常用電源は整備されていないという状況でございます。

先ほど来、議員の質問にもあったとおり、内閣府等々からの通知もありまして、人命救助の観点から重要な72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましいとされていることから、まず災害対策本部が設置されます本庁舎部分に関しまして、72時間の稼働が可能となる燃料タンクの設置が可能か、また別の燃料供給手段があるのか等についても調査するとともに、あわせて災害時には避難所ともなりますスポーツセンター、またふれあいホールへの電源の供給工事等は可能なのかという点につきましても、あわせて調査検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

そうですね、早く検討しなければ、この2年の間に整備できるのかということもありますし、国の緊急防災減災事業債を使ってとなりますと、よほど計画的にしないといけないということもあります。7割交付税算入されるということもありますので、財政負担ということは、その間にやっつけまわらないともらえないということもありますので、ぜひ早目に検討もしていただいて、整備をしていただきたいと思います。

もう1つあわせて申し上げますと、自家発電設備が忠岡町役場の地下にあります。この地下は、駐車場からの出入り口のところはあけっ放しになっているということで、大水、地震でなく水害のときには水没してしまうという、大変そういった問題も含んでいるということもありますので、そういった水害で水没することのないようにということも、あわせて考えていただきたいと思います。

では、そういったことも申し上げておきますので、ぜひ早く設置をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に防災の2点目は、忠岡町の水道が来年4月1日から大阪広域水道企業団に統合され、忠岡町から水道課がなくなってしまう。そして、5年後には北出浄水場は集中監視設備による遠隔監視制御になります。つまり、無人化されるということであり、大規模災害時や非常時、役場が閉まっている夜間や休日の閉庁時の場合、無人のため対応がおくれるのではないかとという心配があります。本当に大丈夫なのでしょうか。担当部長さんよりお答えをいただきたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員仰せのように、企業団と統合後の5年後には、泉南水道センターに集中監視制御設備を設置する予定でございますが、本町や岬町などにございます配水ポンプ施設を遠隔監視制御により運転管理していくことになり、議員仰せのように遠隔操作になりますと、本町の北出浄水場につきましては無人の施設となります。

その際に、設備に故障が発生した場合の今後の体制でございますが、平日・昼間の対応につきましては、異常警報を受信した泉南水道センターより忠岡水道センターが連絡を受け、職員が現地に出向いて状況調査を行うこととなります。また、休日・夜間につきましては、24時間監視している泉南水道センターから当番の者が現地に出向いて、状況調査と忠岡水道センター職員への連絡を行うこととなります。

現在、北出浄水場は有人施設で、運転管理の委託会社が常駐し、集中監視制御設備により浄水場と第二配水ポンプ場の遠隔監視を行っておりますが、平日昼間や休日・夜間に設備故障が発生した場合の対応は、統合した場合と同様で、状況調査と職員への連絡を行う

ことになっております。

ご質問の施設を無人化すると休日・夜間に設備事故が発生した場合に対応がおくれて、断水などの時間が長引くのではないかということにつきましては、本町の現在の施設もそうですが、ポンプ施設につきましては自動運転機能が備わっているため、例えば稼働中のポンプが故障したとしても、自動的に予備のポンプに切りかわり、断水が回避できるようになってございます。そのため、泉南という距離になるんですが、その距離につきましてはそんなに大きな問題ではないと考えております。ポンプ施設のような重要な心臓部につきましては、予備設備により複数系統化しており、予備設備の切りかえによりまして絶えず水を送る仕組みが構築されております。

また、現在もそうですが、第2配水ポンプ場には、ポンプを使わずに本町へ水を送ることのできる直送管というものが整備されていることから、さらなるバックアップ機能が備わっておりまして、本町の水道施設が無人化されてもご安心いただけるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

なお、地震などの大規模災害につきましては、企業団の全職員が出勤し、出動し、対応することになってございます。よろしくお願いいいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

無人化するので、遠隔で操作するので、かなり設備はそれを補うような形でされると思います。だから、安心だということなんですけれども、人が対応しなければいけないことが起こった場合は、やはりそれは人でないといけないということで、泉南のほうから多分1時間近くかけて来ていただくんだと思います。問題がないと言うけど、やっぱり問題はあるのではないかというふうな疑問がまだちょっと払拭できておりません。ということで、その辺の駆けつける体制ということについて住民が不安を持たないようにということの対応を、ぜひその辺は考えてしていただきたいと思います。

ということで、その辺までもう少し検討もしていただけるんでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

無人と言いましても、企業団の職員が忠岡町の近隣に住んでおられる方もおりますので、その方に指定をしまして、災害時の際には出動をしていただくという体制もとってございま



すので、その辺につきましてもご安心いただけるのではないかというふうに考えております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

実際にやってみないと、なってみないと、どういうことが起こるか、想定外ということも災害というのは起こりますので、そういった点も引き続きいろいろと検討もしていただきたいと思います。

もう1点、水道課がもう4月1日からなくなってしまう、水に関すること全てが水道企業団に変わるということによって、忠岡町の防災計画の上では、町民の水の確保と供給はどのように変わっていくのかということも心配されるところであります。町民の水道に関しての防災についての要望や意見というものは、どのように今後反映されていくんでしょうか。担当部長さんよりお答えお願いいたします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

現在、本町地域防災計画におきます水道課の役割につきましては、当然ながら忠岡町の組織の一部として忠岡町災害対策本部の指揮命令系統の中にございます。本町の水道事業が企業団に統合されますと、この指揮命令系統の中から水道課が抜け、企業団は大阪ガス、また関西電力と同じライフライン事業者として位置づけされることとなります。しかしながら、統合後、水道に係る防災がごっそりと本町から抜けるということではなく、災害時の水を確保する責務は統合後も本町に残り、また、当然ながら企業団もその責務を持つこととなります。

したがって、今後は本町と企業団との相互による協力関係のもと、水道の防災について対応していくこととなりますので、住民皆様のご意見は本町と企業団との協力関係のもと協議により本町地域防災計画に反映されていくこととなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

水道課がなくなって企業団に変わって、ライフライン業者に位置づけられるということだけでも、忠岡町と協議をしながらやっていくという関係ではあるということで、もちろん特別地方公共団体ですので、大阪ガスとか関電とかと一緒にじゃないと思います。それは絶対ありませんので、そういった町民の水道に対しての不安や、そういった災害時の要望とかいうことについてはよく協議をして対応もしていただけるということだということですね。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

そのあたりにつきましては、今後、企業団と十分協議を重ねてまいりたいと考えております。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

わかりました。後でこれについての議案がありますので、またそこで質問をしたいと思っております。安心できるように、ぜひやっていただきたいということをお願いしておきます。

次に、2点目の国民健康保険料についてお尋ねをいたします。

来年度の大阪府の統一保険料の仮算定結果の2回目が11月29日に示されました。それによりますと、府下平均6.74%の値上げになると。本町は6.86%の値上げとなっています。これは国の仮係数をもとに府が仮算定をした市町村標準保険料の仮算定結果により、忠岡町保険課が作成された2回目の概算という資料をいただきました。そこには、賦課限度額の医療分が何と4万円も引き上がるということになっており、医療介護支援金分のこの賦課限度額を合計しますと、30年度の賦課限度額は89万円だったものが93万円に値上がりします。去年までは賦課限度額の引き上げは、忠岡町議会で条例改正の議決がなければ一切できませんでしたが、大阪府にもう全部合わせますという、そういう条例になってしまったので、府が4万円値上げするので、忠岡町議会の議決がなくても自動的に4万円上がるということになります。

忠岡町の保険課作成の2回目の概算の資料によりますと、30年度と来年度の31年度とを比較して、後期高齢者の支援金分の平等割が年間71円下がるだけで、それ以外は全部上がりますので、全世帯が値上げになるということになります。国保が都道府県化され

て2年目でもう値上げです。モデル世帯で見ますと、所得200万円、40歳代夫婦と子ども2人の4人世帯で、所得200万円なのに3万939円の値上げ。39万2,707円が42万3,647円になります。所得の20%を超える高い国保料であります。この方々は、大阪府の統一保険料になる前、29年度は39万8,739円でしたので、国保が広域化されたら安くなりますよといううたい文句は最初だけだったということになります。

30年度と31年度を比較して、保険料への影響についてはどうお考えになっておられるのでしょうか。担当部長よりお答えをいただきたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せのとおり、先月11月に平成31年度国保市町村標準保険料率の仮算定結果が示され、今月初旬に追加公費等を反映させた仮算定の再算定結果が示されました。どちらも国から示された仮係数に基づき算出したものになっております。消費税引き上げの診療報酬の反映はまだされていない内容となっておりますが、これと現行30年度保険料率を比較いたしますと、1人当たりの保険料が9.96%伸びる内容となっております。特に医療分の所得割、均等割、平等割の率が上昇しており、要因といたしましては、被保険者数が減少しているものの、1人当たりの医療費が伸びることによるものが要因となっております現状でございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

忠岡町の国保だったときは、高いと言われておりましたので、忠岡町の国保もそんなに、顔が見えるのでなかなか上げにくいということがありましたが、大阪府は顔が見えませんということで、どんどん上げていくということなのかなというふうに思います。

先ほど申し上げた世帯のように、所得の2割を超える高い国保料、これを引き下げてほしいというのが加入者の声だと思います。そういった国保の都道府県化をすると、財政基盤が強化されるので忠岡町の時よりも国保料が安くなると言っていたのに、もうなった途端、かえって値上げになりました。どうするんですかと。忠岡町国保はいいですよ。基盤安定化のお金が入ってきて、1億4,000万円あった累積赤字が解消されました。大阪府の統一保険料を採用したので、そのまま保険料を徴収する。しかし、国保加入者には

保険料値上げで、かえって高くなったという、国保会計はいいけれども、それが全然加入者に還元されないという、そのまま保険料を採用して賦課していくということでありませぬ。

かえって高くなったということは認識されていると思いますけれども、だったら大阪府の統一保険料だと高過ぎて払えないので、引き下げるため忠岡町は一般会計から基準外繰り入れをせめてこれまでの同水準で行って、平成29年度決算では1人当たり3,871円繰り入れておりましたので、それを入れて国保料を引き下げる、少しでも安くしようという、そういうお考えはありませんでしょうか。担当部長さんよりお答えいただきたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

忠岡町の本町の保険料でございますが、議員仰せのとおり、市町村標準保険料率を用いるように条例改正を行っておりますので、来月1月に示されます予定の確定係数で決定される保険料率が、忠岡町の国民健康保険料率となります。ただ、市町村によりまして激変緩和の財源が投入される団体がございます。本町は本年度は該当いたしませんでしたが、平成31年度は該当し、1,160万円程度の財源が保険料緩和に投入され、医療分の保険料率が標準保険料率よりも緩和されることとなります。

また、一般会計からの繰り入れにつきましては、国通知や大阪府の国民健康保険運営方針に基づく必要な財源の繰り入れは財政に求めていきたいと思いますが、保険料引き下げを目的とした繰り入れはできません。保険料につきましては、引き続き大阪府に対してさらなる公費の投入による市町村標準保険料率の引き下げを求めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

その確定係数が出るまでに、その激変緩和、今度31年度は対象になるということで、1,160万円入ると。入った場合はどのぐらい安くなるのかということは試算をされていらっしゃるのでしょうか。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

激変緩和の金額でございますが、今までの保険料を計算いたします。

5 番（是枝 綾子議員）

すぐ出なければ後で結構ですけれども、入っていないということですね、今回の第2回目の試算には。

健康福祉部（東 祥子部長）

第2回目の試算には入っておりません。ただ、本町独自で内々で計算したものというのは出してはおりますが、大阪府の料率といたしましては、また正式に激変緩和の財源も入ったきちとした料率がまた後日示されることとなりますので、ご理解ください。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

そしたら、激変緩和が入ってどのぐらい安くなるかということがまた出してから議論をしていきたいと思っておりますけれども、大阪府ね、ひどいですよ。保険料引き下げのための一般会計からの繰り入れはもう禁止をするみたいな、入れてはいけないということで、入れたらペナルティーを課すということで、大変ひどいことを言っているんです。都道府県ごとにこのように統一保険料を大阪府のように押しつけてしているというのは、全国でも大阪府だけなんです。非常に大阪府はトップクラスの高い保険料になっております。ということで、だから市町村独自でどないかして入れていこうということをするなど国保運営方針に書いてあるんです。ひどいですね、大阪府って。そういうふうに忠岡町で決められない、繰り入れできない、大阪府の言いなり、高い保険料を払わせるということで、住民にとってはメリットがないというふうに私は申し上げたいと思っておりますが、そういった国保はもともと高いということでもあります。

ですから、2014年に全国知事会、全国市長会、全国町村長会が、国保料を協会けんぽ並みに引き下げるために1兆円入れることを政府に要求しております。私たち日本共産党も、協会けんぽ並みにするためには、均等割、平等割の廃止を求めています。財源は、行き過ぎた大企業・大金持ち減税を見直し、応分の負担をしてもらうことなどで実現可能なものであります。

忠岡町として、国保加入者の立場に立ち、国に対して財源を求め、大阪府に対しては市町村の自主性を尊重するよう、当たり前のことですが、求められるお考えはございますでしょうか。一言でお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

大阪府や国に対しましては、さらなる公費の投入による市町村の標準保険料率の引き下げを求めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

わかりました。ぜひ国・府への負担を求めていただきたいと思います。安い保険料にしていくためにと努力をお願いいたします。

最後、3つ目ですが、不登校問題についてお尋ねをいたします。本町の不登校児童・生徒の割合は、府下的にも大変高いです。ことしの10月25日に文科省が平成29年度の不登校児童・生徒などの速報値を発表いたしました。それによりますと、小・中学校合わせて14万4,031人。前年度が13万3,683人でしたから、1万人もふえております。1,000人換算で全国平均では、小・中学校合わせたら、これはもう1年、平成27年度ですけれども、12.6人。大阪府下は小・中学校合わせて1,000人当たり15.4人。忠岡町は数字が出ておりませんが、大阪府を大幅に数多くの人数を上回る不登校児童・生徒がいてということでもあります。

これはやはり、これまでも取り上げてきましたけれども、本町には適応指導教室が忠岡中学校の校舎内にしかございません。小学生は通えません。中学生も校門をくぐることができない子どもは通えないということになります。ということで、その転居を求めてまいりました。今度、廃園になる忠岡幼稚園を利用して、適応指導教室を設ける、設置されるお考えはございませんでしょうか。

もう1つ、保護者の集まりですね、そういったものを体制を図るお考えはないでしょうか。理事よりお答えいただきたいと思います。

議長（前田 長市議員）

時間が来ておりますので、土居理事の答弁をもって終了といたします。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（前田 長市議員）

はい。土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

議員ご指摘の不登校児童・生徒の割合につきまして、教育委員会としても喫緊の課題で

あると認識しております。

ご質問の閉園になる忠岡幼稚園の利用についてですが、教育委員会といたしましては、未来を担う子どもにかかわる施設として利用したいと考えております。しかしながら、町全体にもかかわることですので、具体的な活用方法につきましては今後研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

また、保護者のさまざまな相談等につきましては、現在も府費及び町単費で小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することによりまして、現場での相談体制の充実を図っております。また、これまでも各学校におきましては、担任が中心となり、児童・生徒や保護者にも寄り添った支援体制を整えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

以上をもちまして、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、高迫千代司議員の発言を許します。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

1 1 番、日本共産党の高迫です。

まず初めに、防災についてお聞きいたしますが、大阪北部地震や台風 2 1 号を体験した今、防災に必要な予算や事業は、従来以上に多くの皆さんにご理解が得られるものだというふうに思っております。午前中はブルーシートの下にある災害ごみの問題が取り上げられましたけれど、有料で扱うというご回答がありました。ご承知だと思っておりますが、岬町、熊取町、田尻町は、災害ごみとして無料で扱う、このことを明確にしていることはご承知のとおりだと思います。被災者に寄り添うというのは、そういう立場だということをご認識いただいた上に、さらにご検討いただきたいというふうに思っております。

きょうお聞きいたしますのは、住民の安全・安心を守るための施策の 1 つとして、昭和 5 6 年以前の民間住宅の耐震化工事の補助金を引き上げること。これは耐震化を進めるためにも質問をさせていただきましたが、本町でもこの耐震化の目標設定を示しておられます。平成 2 7 年度に耐震性が不十分な住宅が約 1, 4 0 0 戸、総数の 1 8 % あるということで、1 0 年後には、3 7 年度になりますと大阪府と同じ目標値 9 5 % を達成する。そうすれば残りは 3 0 0 戸、5 % になりますというふうに書かれています。しかし、その中で現在の推移を考えながら、トレンドという経年的な傾向から見た推測値というのは約 7 0 0 戸、1 1 % であり、その場合でも 7 0 0 戸の耐震化を実現していかなければならないと

いう数字になっています。現実はこのとおりに推移しているのでしょうかというところが、一番気になるところです。

そこで、いただいた資料では、本制度が始まった平成19年度から30年度の12月までの12年間で、実際に耐震化の改修工事をされた方は7軒にとどまっております。もちろんこの大きな数字の中には、建物の新築など耐震化率を引き上げる要素があるということは十分承知をいたしております。さらには、担当の部署の方の努力も承知しております。

しかしながら、最近では和歌山、奈良、三重、兵庫、そして身近なところでは北大阪と各地の地震が発生しております。南海トラフの大震災が30年以内に7割から8割の確率で発生が予想されている中では、非常に心配な課題でもあります。本制度を活用して耐震化率を引き上げるための取り組み、これは今の段階で何をお考えなのか、担当部長さんよりお聞きしたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

本町の現在の耐震改修補助制度につきましては、平成26年4月1日より補助金額を拡充いたしまして、耐震改修補助金額を30万円加算し、定額70万円に増額、所得によっては定額90万円の補助といたしました。また、補助対象の拡充としまして、改修後の建物の強さ、評点は一応倒壊しないと言われる1.0を、診断の結果、倒壊の可能性が高い評点の0.4未満の住宅について、一時的な措置として評点0.7以上まで高めるものも対象といたしました。さらに、耐震シェルターの設置につきましても補助の対象としたところでございます。

議員ご質問の耐震補助金の引き上げにつきましては、耐震改修の改修率をアップすることにつながるというのは認識はしておりますが、町の財政状況等もございますので、今後、国・府、また近隣の市町の状況を勘案する中で検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

11月9日に私ども阪南地区の共産党の議員団は、大阪府に出向いて、この問題も交渉させていただきました。しかし、向こうで答えたのも、今担当部長さんがお答えになった



のも同じことなんです。つまり、今の時点でよりそれを進めるために何をお考えかと言われたら、同じことを繰り返すだけで、新たな対策をお考えでない。そうすれば、今言うてるように12年間で7件の耐震化の工事ですね。これを本当に伸ばしていけるのかどうか、ここが問題だというふうに思っております。

府の耐震化率の7割の補助金対象とか、1部屋シェルターも聞いております。役場の職員さんも、戸別に訪問される、ポストインをされる、また地域で説明会をされるとかいうことを一生懸命やっていただいているということは、私たちも十分理解しているんです。理解しているけれど、現実には進んでいない。だから、その現実をどう進めるかということで、次の手段はここではないかと、こういうふうに申し上げているんです。

これは町の予算でも、既存建物建築物耐震改修補助金450万円、毎年組んでおられるんですね、予算で。これは非課税の90万の5軒分だと思います。これは必要な予算だということで組んでおられるんですが、実際は1軒か多くても2軒。そうすると、非課税であっても180万で済んでるんですね。あとの予算はどうなるかというたら、そのまま流れていくんです。どうしても耐震化を進めて安全・安心なまちをつくりたい、こういうお気持ちであれば、この予算の中で引き上げて耐震化を進めるという方法も十分考えられるというふうに思っています。ほかによりよい方法があるというならお教えもいただきたいんですが、これはこの計画をつくった担当である公室長さんにお聞きします。これ、そちらでつくってはるんですね、この計画は。それで、今申し上げた中で、新たな方法があって、これで進めていくんだということであれば、私どもは納得する面もありますけれど、なければこの分野にぜひ手をつけていただきたい。それもお金がないなんていうようなことは言わせませんよ。ちゃんと予算を組んで、執行しないで流れていくんやからね。予算を組んだところでちゃんと使える忠岡町の財政もある。そういうところでの施策ですから、ぜひお考えをいただきたいと思うんです。いかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

引き続きまして、産業まちづくり部のほうと協議しながら、少しでも前へ進みますよう検討してまいりたいと思います。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

前に進めてほしいと思ってるんですよ。だから、前に進めるための方策を今論議してるんじゃないですか。戸別訪問もしました。住民の方に訴えもしました。忠岡は顔の見える狭い町ですから、役場の職員さん、よう頑張ってくれてはりますよ。話をしに行く、ポストインする、住民説明会もする、1部屋耐震もありますよ、7割でもいけるんですよ、こういう話をちゃんとしてもらってるんですよ。その上で伸びないから、私はこのことをもう一度提案させてもらっているんですよ。だから、考えられる方法があるのであればいいですけど、なければここにちゃんと手をつけてもらう、これは大事なことやと思ってるんですよ。

公室長さん、よう聞いてほしいんですけどね、この分野で進んでいるのは東海地方なんですよ。東海地方はなぜ進んでいるかといえば、行政の積極的なこの分野でのイニシアチブの発揮、これが大きな功を奏して、地域にずうっと防災の意識が広がって、で、この耐震もちゃんとふえてるんですよ。だから、こういうふうな住民の背中を押す、忠岡町はこの分野を積極的に考えてますよ、こういうことがアピールされたら、住民の方々もちゃんと応えてくれます。こうしたことをぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、重ねてお伺いします。いかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

補助金の増額等も含めまして、町の施策がいろいろございますので、今現在、新年度のいろんな予算編成作業をしておりますが、その中におきましてもたくさんの課題がございますので、その課題を検討するに当たって各部局とも調整しておりますので、その中で総合的に判断して、新しい方法等についても産業まちづくり部と連携する中で検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

11番（高迫千代司議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

先ほども申し上げましたが、今の防災ですね、やっぱり住民にもっと寄り添って物を考えてほしいと思ってるんです。そうですね、公室長さん。いまだに屋根瓦、有料でやりますよというようなこと言うとしたら、寄り添うことにはならんのですよ。東海のようにやっぱり行政がイニシアチブを発揮して、ちゃんとこの費用も引き上げます、私たちの組んでいる予算内でその仕事は十分できます。そして、皆さんと一緒に安全・安心な町をつく

りましょうという、そういう姿勢があつてこそこの事業は進みますんでね。計画はつくつたけれど、あとは藤田部長のほうに任せますよというようなことは絶対にあつてはならんことですから、計画をつくられたところが責任を持ってそれを進めていただきたい。これは重々お願いしておきますんで、よろしくをお願いします。

次に、少人数学級についてお伺いをいたします。特に忠岡小学校の40人以上学級を、子どもたちがよくわかる教育環境につくりかえていただきたい、このことをお願いをしたいと思います。

クラスの定員は、国の義務教育標準法で定められています。1959年には50人、64年に45人、80年に40人になりました。2011年から小学校1年生が35人となり、翌12年に小学校2年生も実質的には35人となりました。本来であれば、立法府である国会が全会一致で決議を上げて、順次、各学年毎年進むという予定やったんです。予定やったんですが、残念ながら安倍政権になりまして、これがストップをしてしまった。本当に子どもの教育のことを考えているのかなというふうな状況です。最近、とみに与党化している維新の会ですね。ここ大阪府政も結局国と同じ方針をとって、子どもたちのことを真剣に考えていると言うが、具体的なこの問題では施策を進めようとはしておりません。大変残念なことだというふうに思います。

そのもつで、本町では忠岡小学校の3年生38人と、4年生41人が1クラスになっています。この子どもたちは、1年生と2年生のときには20人前後で学んでいた教育環境でありました。3年生になった途端に2倍の人数になって、1つの教室に入って勉強することになってしまいました。これでいいのかという問題なんです。子どもたちも保護者の方々も少人数学級を望んでおられます。教育長、前もお聞きしましたが、この問題について今いかにお考えか、お答えをいただきたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員お示しの少人数学級編制についてですが、現在、お示しのとおり国・府の施策として小学校1・2年生におきましては35人学級が実施されているところでございます。3年生以上につきましては、お示しのとおり標準法により40人定数となっております。この定数というものは、通常学級在籍者数、この数を定数といたしております。

議員ご指摘の41人以上になる学級を町独自で少人数学級編制とする、このことにつきましては、ご承知のとおり町の財政状況等を勘案いたしますと非常に困難と言わざるを得ません。引き続き、町村教育長会等を通じまして、支援学級在籍児童数をも含めて内数でカウントする、このことも含めまして、制度の拡充について国及び府に対して粘り強く要

請してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

教育長さんおっしゃるとおり、国・府については強く求めていただきたい。本来の子どもたちの教育環境を守るあるべき姿を、この忠岡でもちゃんと実現をしてほしいというふうに思っています。

そこで、大阪の北にある枚方市ですけど、ここは24年度に3年生、27年度に4年生、全ての学年で支援学級児童も含んで35人学級が実施されました。30年度からは5年生、6年生に支援学級児童を含んで40人以下の少人数学級編制が実施されました。この結果、アンケートを取られているんですね。その中では、先生からは一人一人の学習進度が把握しやすくなったと。子どもの話をゆっくり聞けることができるようになったと。教室の空間に余裕があって、多彩な学習活動が展開できるようになった。ノート指導や作文指導がより丁寧ができる。丁寧な個別指導が行えて、学力向上につながっている。こうしたお声が上がっているんですね。

子どもや保護者からは、たくさん発表できるよ、先生といっぱい話ができるよ、教室に余裕があって、落ちついて学習に向かえている、個人懇談の時間に余裕があり、先生と相談しやすい。こういったお声が、これは枚方市のホームページに載っている分を見ただですけど、ちゃんと載っているんですね。やっぱり少人数学級というのは、子どもにとっても保護者にとっても、そして先生にとっても、やっぱりあるべき姿、大事な施策だろうというふうに思っています。

ですから、忠岡町の場合に当てはめると、今、教育長さんはお金がない、こういうことでお困りの様子です。そこで、町長さんにお聞きしたいと思いますが、町長さんも元校長先生です。教育者としての立場で見ていただいて、町独自の施策として少人数学級を進めていただくことをお願いしたいというふうに思うんです。今、忠岡小学校の2クラスが少人数学級ではなくて、いっぱいの状態になっています。これを例えば、両方を改善してほしいと思っているんですよ。ただ、算数と国語の時間以外は普通教室で学んでいる支援学級の子ども、この子どもたちを含めて40人以下学級にすれば、今の4年生は20人と21人の2クラスにすることができるようなんです。それだけ子どもたちの学ぶ環境が非常によくなる、こういうふうに思っています。

これは申すまでもないわけですけど、日本は古来「米百俵の精神」、このように言われてきました。これはどんな場合でも、少ないお金でも、将来を担う子どもたちのために

投資をしようと、こういう日本人の古来の考え方。移民した先でも欧米の方は大体教会を建てますけど、日本の方はまず学校を建てる、こういうふうなことで培われてきた精神でもあります。来年度からでもこの少人数学級に取り組まれることを願って町長さんにお聞きをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

学校教育、また他の教育の環境が良好になることを願っております。また、子どもや教職員の負担がふえるということについても懸念をしているわけですし、何とか私の知恵で前進できるものがあればと、こういうふうに思っていますが、今すぐつけるという、そういう財政的なものやら、また人的なものがありませんので答弁できませんが、何とか教育環境は守っていききたいと、こういうふうに思っています。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

ぜひよろしくお聞きしたいと思っております。子どもは本来、正規の先生がというふうに思いますが、財政問題で苦勞されているということであれば、非正規の方であれば300万から400万というような数字も聞いたことがあります。今の忠岡町にできない予算の捻出ではないと思われまので、町長さん、ぜひ前向きにお考えをいただきたいというふうに思っています。

次に、幼児教育の無償化するものについてお聞きをしたいと思っております。

来年10月から幼児教育の無償化が宣伝されておりますが、これは消費税増税の口実にするというのが最大の狙いです。消費税は所得の低い家庭ほど負担が重く、不況を一層深刻にさせてしまいます。子育て世代が一層苦しくなるだけです。私たちは消費税増税でなく、大企業や富裕層に応分の負担を求める税制改革などで財源を確保し、教育の軽減や無償化へと進む道も提案をいたしております。そうした中でも無償化そのものに反対される方は少ないと思っておりますが、今回の無償化案は基本的に3歳以上児に限定されております。

特に負担の重い0歳から2歳児は対象外である上に、無償化の恩恵というのは所得が高い層ほど大きくなる。本当に子育て支援なのかなというふうに思うところもあります。

そんな中できょうお聞きしたいのは、この制度の中で国が給食費を無償化の対象から外すというふうに明言をしてきたことです。こんなことがやられたら大変だというふうに思

います。給食が無償化の対象外となれば給食費の負担で低所得者の方には逆に負担増になってしまうからです。これは子育て支援と真っ向から逆の施策ではないでしょうか。もともと保育というのは食育でもあり、保育と給食は一体のものです。本町は児童福祉法や子育て支援の立場からそのまま、給食の無償化を継続されるものというふうに願っておりますが、いかがでしょうか、担当部長さんよりお答えをいただきたいと思います。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

来年10月からの幼児教育無償化の実施が閣議決定されたところでございます。その中で、給食費につきましては無償化の対象外となる見込みでございますが、その取り扱いにつきましては内閣府の子ども子育て会議において現在議論されていると聞き及んでおります。

本町では従前より、公立保育所の給食費は無償としていたところでありますので、議員仰せのとおり今後も継続してまいりたいと考えておりますが、給食費の無償化を継続するについては当然のことながら町財政への影響も少なくないことから、財政当局と調整の上考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

無償化を進めていく立場で今お答えいただいたんだろうなというふうに思うんですけど、今、ご承知のように全国的に子育て支援策として小学校や中学校の給食の無償化というのが大きく広がってきています。幼児教育の給食費を徴収するというのは、この流れにも逆行するものですね。だからひどいことだというふうに思います。

今、部長さんのほうから財源のお話がちらっと出ました。財政当局と相談せないかん。この相談、していただくのはいいんですが、教育委員会がどういう姿勢で相談に臨まれるかどうか、ここが一番肝心なところなんです。

財源の問題でいえば、現在、保育料の上限を国が決めて、市町村が徴収する保育料というのを決めています。決めていますけれど、国の上限額はあまりにも高いために、忠岡町でも国基準の80%に保育料を減免して徴収しています。

今回、3歳児以上の保育料が無料となりますが、予算的に国が保障するのは上限額です。その結果、保育料減免は不要となるので、市町村は無償化によって新たな財源が生み

出されます。これは本町の場合は幾らぐらいになるのでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

今現在、精査しているところでございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

部長さんは精査をしておられる。単純計算をしてもらったことがあるんです。単純計算しますと、現在入っている保育料は3,000万ぐらいですから、2割になると七、八百万。これだけ忠岡町が従来出していたお金が要らなくなる。精査してもらえばそう出てくると思うんです。だから、財源はないんじゃないですよ、あるんですよ。だから、ある財源でこれまでどおりの施策を進めることができる。やらないということになったら、進めることができるのに、みずからの意思でやめるということになるわけですから、まさかそんなことはされないだろうなというふうに私は思っています。住民に寄り添う町政だというふうに信じているからです。その点では教育長さん、今財源はある。これまでも無償化であったから、そういう方向で考えていきたいとおっしゃってるんやから、ちゃんとそういう方向でお進めいただけるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

今、議員お尋ねの件ですが、常々私ども、将来の子どもたちのためにという形でさまざまな施策を展開してまいりました。ただ、いかんせん、その部分で足りるのか、さらに持ち出しがふえるのかも含めまして、その辺の部分も含めた上で、心はしっかりと持った上で検討していきたいというふうに考えております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

ぜひ、そのおっしゃっていただいた心をしっかりと持って、これまで同様、ちゃんと保育と食育というのは一体のものだと、この精神をきっちり握って進めていただければ。かつて保育所を教育委員会に移すときに、保育の心がない、福祉の心がないというような話を申しあげましたけれど、今の担当のところでは福祉の心を持って保育所の運営をしていると、私たちはこれまでの対応から信じています。ですから、この給食費を国が対象外にしてくる、この悪政についても忠岡町でやっぱり住民に寄り添って、子どもに寄り添って、ちゃんと対応していただきたいと思いますので、このことを重ねてお願いして質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（前田 長市議員）

以上で、高迫千代司議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、北村 孝議員の発言を許します。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

3 番、公明党の北村でございます。私の質問の通告を見ていただいたらわかるとおり、午前中に藤田議員また河野議員が、この防災、減災、台風 21 号の影響について、そういったことで高齢者の連絡また防災無線の聞き取りにくいところについての質問があり、公室長のほうから答弁がありましたので、多くは語りません。公室長いわくは、情報伝達、周知方法については最重要課題として認識しておりますということで。

私も、この 9 月 4 日に襲来した台風 21 号につきまして、住民の方からもさまざまな角度でご相談もいただきました。その中で、まず最初に出るのが、やはり情報がきちっと届いていないというところにあるわけで、これはうちだけじゃなしにどこの自治体も、アナログからデジタルに変えたところで、建物の状況とか、当然そういう防災無線を出す、情報を出すというときは、普通の状況じゃないですから、風もあり雨もあり、いろんなことがありますから、そういったことの障害でなかなか聞き取りにくいところもあるので、無理もないのかなというところにあります。しかし、住民の生命と財産を守っていかなあかん立場から、やっぱりそういう情報を知らす必要があるし、住民同士が、例えば私は知っているけど、私は知りませんというようなところでなく、やはり情報は共有せないかと、不公平があってはならないと、こういうふうに思います。

そういったところで、午前中の答弁にもありましたけど、自動応答装置の導入や携帯電



話へのメールの発信等も、近隣のこういった導入のシステムを研究しながら進めていきたいというところにはありましたが、そこで、この自動応答装置というのは、防災行政無線電話のことなんでしょうか。ちょっと一遍教えていただけますでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

詳細につきましては今検討しているところでございますけれども、基本的には防災行政無線に係るテレホンサービスというふうなことになりますので、防災行政無線の放送内容を録音しまして、聞き取りにくいというようなことがあれば、指定された電話番号にかけていただくと、改めてその一斉放送した内容が聞き取れるというふうなことでありうふうに、そういったものを我々は導入していこうかなと考えるところでございます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。防災行政無線電話というのは泉州地域においても市町村で取り組んでいらっしゃる場所があります。比較的、初期費用はそれなりの金額、300万から400万ぐらい要るらしいんですけども、1回線に3,000円程度で済むということで、これも同じやっていくのであれば、1回線ではなくて複数回線をしていただいても、当然集中するところもあってなかなか通話がつながりにくいところもあるでしょうけれども、回線をふやすことでこういったことも少しは緩和できるのかなと、こういうふうに思います。しっかり取り組めるところでしっかりと、災害ですから、これは台風だけじゃなしにいろんな災害がございますので、積極的に取り組んでいていただきたいと、こう思います。

この防災・減災対策の情報発信については、以上で終わりたいと思います。

続いての質問ですが、予防接種についてであります。中身といいますのも風疹についてでありますけども、これもタイミングがいいんか悪いんかわかりませんが、11日に政府のほうの方針を出されまして、私もせっかくなんで、これもやめたらほんまに時間があれなんで、せっかくのところでもありますので質問を一応させていただきます。

まずもって、11日に厚労省が、定期予防接種の機会がなかった現在39歳から56歳の男性を対象に、2019年から21年度末までの約3年間、全国で原則無料でワクチンの接種を実施する方針を発表したと、こうあります。

無料接種の対象は、1962年4月2日から79年の4月1日に生まれた男性、これらの男性は抗体保有率が約80%とほかの世代より低く、予防接種法上の定期接種に位置づけて原則無料化とするということでもあります。

ワクチンを効率的に活用するために、対象者はまず抗体検査を受け、結果が陰性だった場合に限り予防接種を受ける。18年度第2次補正予算などにより抗体検査も原則無料にするということでもあります。

また対象者は、居住地の市区町村内の医療機関で抗体検査や予防接種を受けるが、企業の勤務者は職場の検診の際に抗体検査を受けられるようにすると。既に先行して無料の抗体検査を実施している自治体もあるということでもあります。そういった上で、重複しますが、質問といいますか、入らさせていただきます。

現在、首都圏の患者が大部分を占めていますが、過日の新聞報道では大阪府内でも患者数が80人以上に上っているという。また、風疹患者の性別は男性が女性の約5倍を占め、年齢層では働き盛りの40代が多く、30歳代、50歳代と続く状況になっているということでもあります。それらは、先ほど申しました30代、50代の男性が風疹の免疫を持つ割合が少ないからであるということでもあります。これは定期予防接種の対象者が変更されてきたことや集団接種から個別接種に制度が変更されたことが挙げられております。

当然、風疹にかかれば、ウイルスの感染に起こる病状でありますけれども、感染者の咳やくしゃみ、会話などでウイルスを含んだ唾液のしぶきが飛び散ったり鼻や口から吸い込むことで感染します。感染力はインフルエンザより強いとされており、一度感染すると抗体ができるので、大部分の人はその後風疹にかかることはありませんが、ウイルスに感染すると平均16日から18日間程度の潜伏期間を経て発病するというようなことでもあります。

子どもさん、特に妊婦さんの初期の女性ですね。妊娠初期の女性である場合は、風疹にかかると胎児が風疹ウイルスに感染して、難聴や白内障、心臓の病気などを持った先天性風疹症候群を発病するおそれがあると聞きます。

こういったことから、冒頭に政府が、厚労省が発表いたしました2019年から21年度の3年間で、原則無料にするワクチンの接種を実施するとありますけれども、これに先立って、町としても一日でも早く住民にも周知していただく必要もありますし、前倒しといいますか、制度が決まっておりますが、町としても先行してこういった抗体検査、また予防接種の無料化ということに取り組んでいかれるところにあると思っておりますが、その辺の町としての考え方をお聞かせ願います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの議員のご質問につきまして、最近特に患者数が増加している風疹でございますが、保健センターへの問い合わせも多くなっております。特に注意が必要なのが、議員もおっしゃったとおり妊娠、妊婦さんであり、妊娠初期に風疹にかかると赤ちゃんに影響が出るおそれがございます。

現在、本町では、子どもに対する予防接種とともに妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者、妊娠している女性の配偶者を対象に、ワクチン接種を行うための費用助成を行っております。ワクチン接種は抗体のある方には必要がありませんので、まず風疹の抗体検査を行う必要があります。保健所等へ案内を行っております。検査の結果、抗体価が基準値以下であった場合にワクチン接種が必要となります。

保健所のほうでも最近の流行に対し、通常平日に行っている風疹抗体検査を土曜日に開催するなど、臨時的に対応を行っております。特にその抗体を持っている人が少ないとされる30歳代から50歳代までの男性に対しての周知啓発が必要となってまいります。

議員仰せの周知啓発につきましては、現在、就学前の子どもがいるご家庭の転入があった際には保健センターにご案内をしておりますが、その際に周知をする。さらに、住民課窓口にて婚姻届を提出しに来た際にパンフレット等を配布するなど、このことが今できることではないのかなと考えておりますので、その後、新聞報道でも発表されました風疹の予防接種の対応につきましては、今後国・府からの通知に応じまして順次対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。いろんな角度からできる限り周知、ご案内をされているということでもあります。前回の流行したとき、14年ですかね、子どもさん、赤ちゃんが亡くなったという事例もありますので、しっかりその辺、引き続きご案内また周知のほうをよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（前田 長市議員）

以上で、北村 孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（前田 長市議員）

日程第5 認定第1号 平成29年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定

について、並びに認定第2号 平成29年度忠岡町水道事業会計決算認定について、以上2件一括して議題といたします。

本件は、去る9月13日開会の第3回定例議会におきまして、決算審査特別委員会に付託し、その審査を閉会中の継続審査に付した次第であります。

これより、高迫千代司委員長に審査の結果報告を求めます。

高迫決算委員長。

決算審査特別委員会委員長（高迫千代司議員）

議長のお許しをいただきまして、ただいまから決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、平成30年9月13日開会の第3回定例会におきまして、本特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました平成29年度忠岡町一般会計、各特別会計歳入歳出決算並びに忠岡町水道事業決算の認定について、審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は、10月16日から18日の3日間にわたり、町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計並びに企業会計について、健全な財政運営を維持しながら、予算の目的に沿った効率的、効果的な執行がなされたか、さらに事業効果についてどうであったかなど、綿密かつ慎重に審査をした次第でございます。

出席委員は、北村孝委員、是枝綾子委員、三宅良矢委員、和田善臣副委員長、私高迫とオブザーバーとして前田議長、出席のもと審査を行いました。

各会計の歳入歳出決算高は、既に議員各位に配布されています決算書のとおりであります。

財政課より平成29年度の一般会計の決算状況について説明がありました。まず、平成29年度の主要な事業といたしまして両小学校屋内運動場非構造部材耐震化工事や東忠岡小学校空調等整備工事などを実施したとのことでありました。

平成29年度の決算収支については、実質収支は1,158万円となり、これは8,400万円の財政調整基金の取り崩しにより収支調整されたことによるもので、この部分を除いた実質単年度収支額は2,444万円の赤字であるとの説明がありました。

単年度収支は、収入において町税が前年度に比べ7,800万円の増となり、国庫支出金が学校施設環境改善交付金や民間資金等活用事業調査費補助金などで5,500万円の増、府支出金が重度訪問介護等利用促進支援事業補助金や自立支援給付事業負担金などで2,900万円増、寄附金がふるさと納税で大手ポータルサイトの利用により7,600万円の増、町債が消防・防災施設等整備事業債や文化会館整備事業債などで3,000万円の増となりましたが、地方交付税が2,900万円の減となり、繰入金で財政調整基金繰入金及び愛の福祉基金繰入金が減少したことにより1億3,200万円の減となりました。歳入全体では、前年度比1億1,400万円の増となりました。

一方、歳出では、義務的経費において、扶助費が4,500万円の増となったものの、公債費がシビックセンター建設債の8年度債の償還完了などにより9,300万円の減となったため、義務的経費全体では5,000万円の減となりました。投資的経費は両小学校屋内運動場非構造部材耐震化工事や東忠岡小学校空調等整備工事などにより6,000万円の増、その他の経費では物件費で、し尿処理場閉鎖に伴う機器清掃業務委託の減などにより2,100万円の減となったものの、積立金がふるさと忠岡応援寄附金に係る各基金の積立により8,200万円の増となり、繰出金が介護保険及び後期高齢者医療の特別会計への繰り出しの増で3,000万円の増となり、歳出全体では1億400万円の増となりました。

次に財政分析等の説明があり、経常収支比率については、財政構造の弾力性を判断する指標の1つで、法定普通税や普通交付税などの経常一般財源等収入が、人件費、扶助費及び公債費のような経常的経費にどの程度充当されているか、その割合によって財政構造の弾力性を見ようとするもので、この割合が低いほど財政構造は弾力性に富んでおり、財政運営にとって好ましい状態といえます。

平成29年度の経常収支比率は、109.4%で前年度(112.7%)より3.3ポイント改善しましたが、16年連続で100%を超えており、現状のままでは社会経済や行政需要の変化に対応した住民サービスを提供することが困難であるとのことでした。

平成29年度の改善した要因は、経常収支比率算定式の分母となる経常一般財源等収入が町税等の増により増加し、分子となる経常経費充当一般財源が公債費や物件費の減により減少したことによるとのことです。

続いて健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、ともに黒字のため数値としては計上されておらず、実質公債費比率は17.8%で起債許可団体基準18%を下回りましたが、平成29年度にシビックセンター建設債の大部分の償還が完了したことにより、30年度以降はさらに比率が減少する見込みであるとのことです。

なお、将来負担比率については地方債の返済を着実に実行しているため、数値は年々改善しており、基準内となっている。公営企業における資金不足比率については現時点では問題はないが、今後、インフラの老朽化に伴う更新事業などに備えるために、適切な経営を実施していく必要があるとのことです。

また、今後の財政収支見通しでは、平成30年3月時点のものを29年度決算の確定値に置き換えるとともに、31年度以降の見通しについては歳入において、普通交付税は30年度の算定数値をベースに推計し、ふるさと忠岡応援寄附金については29年度実績を見込み、歳出においては、31年10月に予定されている消費税の改定については10%で見込み、中期で予定されている東忠岡地区就学前施設整備事業やシビックセンター空調整備事業などの普通建設事業を見込んでいるなど推計の主な項目についての説明がありました。

財政課の資料では、現状のままで行くと、財政調整基金を含む実質収支額が右肩上がりで推移することが見込まれ、それに伴って健全化判断比率も改善される内容となっていますが、これは財政健全化によるものではなく、冒頭の決算収支のところで説明のあったシビックセンター建設債や退職手当債などの償還完了による、公債費の減が収支改善されている主な要因であることがうかがえます。

本町の場合、地方交付税に頼るところが大きく、現状の交付額を維持するだけでも困難な上、町税においても今後、納税義務者数の減などの悪化の要素も加わると、もう少し厳しい内容になるのではないかと、感じた次第でございます。

その後、各委員から熱心な質疑応答や、これからの町政運営に反映されるよう、意見、要望が出されていますので、審査の詳しい内容につきましては、各会派に配布しております委員会の記録をご参照願いたいと存じます。

討論では、各委員から出された意見と要望であります。まず、北村委員は平成29年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算について公明党の意見を申し上げます。

一般会計では財政調整基金8,400万円を取り崩しての収支調整で、形式収支、実質収支は黒字となったとの説明があり、平成26年度以降、財政調整基金を取り崩してきたが、本年度で庁舎建設債の大部分が償還完了となることから、次年度以降は収支が改善される見込みとのことでありました。

中身については、個人住民税、法人税、固定資産税の増。施策では、ふるさと忠岡応援寄附金事業で大手ポータルサイトを利用し、大幅な増となった。これまでの施策については継続し、新規には主なもので小学校屋内運動場の非構造部材の耐震化、東忠岡小学校空調設備、学習環境の向上に取り組み、また救急需要の増加に伴い、高規格救急自動車の車両更新で救急体制の充実強化に努められた。

また、徴収強化対策事業で滞納徴収率が向上し、これを評価いたします。

本年9月4日に台風21号により関西圏、本町にいたっても多くの被害に遭い、我々も改めて自然災害の脅威が教訓になったところである。これまでも防災、減災に取り組んできたところではあるが、さらなる強靱な体制づくりに期待することをつけ加えて、本決算を認定いたします。

次に、三宅委員は本決算委員会につきましては、意見を申し上げます。

まずは、忠岡町の財政の壁の先が見えてくる最中におきまして、29年度におきまして、財政調整基金を取り崩し切ることになりかけるほどまでになった緊縮財政を継続してきたことについては、今後の忠岡町施政方針に与えてくれる「未来の教訓」が多く含まれている決算であると考えています。もとをたどれば、なぜこのような長期にわたる緊縮財政を強いられることになったのか、今を預かる者としては当時の庁舎建設だけではなく、税金の使い方の価値観が現在とはいかにもかけ離れたものであったかと疑念を抱かざ

るを得ないことも事実であります。

ただ、その状況を恨むということではなく、その状況に陥った事実を二度と未来にて繰り返すことがないように、現時点において決意と根拠に基づいた行動、及びその価値観を浸透させることが現在の忠岡町議会には求められると考えております。

1点目の危機に備えた財政の平準化に対する各種「基金」をいかに計画的に積み立てることができるかということです。そのためには、まず、ふるさと納税の効果により広く取り入れられて、特に実績ゼロ円の企業版ふるさと納税を進めていく動きを忠岡町として他市町村に先駆けて検討し、行動してください。そのためには、企業と忠岡町の包括的な研究や実践提携を既成概念の枠にとらわれることなく進めていただくことが重要であると考えております。

2点目に生命と財産を守ることになる公共事業投資についてです。

民主党に政権が移った際に大幅に公共事業投資が削減されました。自公連立政権に戻ってからも、それ以前に比べれば程遠い国家予算の中で、平成29年度決算の中におきましても水道の耐震化率が府下ワースト2であるなど、我々の地方自治体において多分のしわ寄せが来ていることは間違いのない事実であります。その中で数百年に一度と言われる災害が多発する中で従前どおりの維持修繕が中心のやり方では、万全と言えなくもなっています。「国土強靱化」というスローガンが唱えてからやっと具体的に地方への財源配分が本格始動してきています。今一度、町内防災における不安定要因を再検討し、大阪府や周辺市とも歩調を合わせた「国土強靱化計画」を策定し、我々住民の安心安全につなげていただく公共事業を一層進めていただくことを強く願います。

3点目は未来につなげる教育の投資についてです。

ご承知のとおり教育は家庭の所得やひとり親などの事情により大きく左右されます。左右されることのしわ寄せは子どもの学力に顕著に影響し、望む就職をすることができず、一生涯の所得や起業や独立に対し、幅の広さに対しても大きな影響を与えます。既存の小中学校における教育の中で足りない部分も補足する動きに対して、限られた財源を取り組んでおられますが、人数や教科の対象などはどうしても今以上に広げることは難しいと言わざるを得ません。例えば、自動車運転が人から機械に移り変わる時代において、AIなどの最先端技術を活用すれば、同じ財源を用いてより多くの児童生徒を対象に拡大して行うことは十分可能であると考えます。小中学校の先生方が望む教育への技術投資をしっかりと反映していただくことはもちろんのこと、さきのような最先端技術を我が町が取り入れることで貧困や格差を解消することが経済格差を解消する大きな武器となります。まずは職員、教員の皆様が1人でもそのような技術に対して積極的に情報を収集され、忠岡町の教育に変化を取り入れる提言や行動を行ってほしいと考えます。

4点目は「地域を守る企業」についてです。

経済センサスにおきましても事業所数がマイナスとなっていることが事実として挙げら

れました。

現状、忠岡町が大阪市内や空港に勤める方々のベッドタウンという位置づけになってしまっていると考えられます。その中で事業所が減り遠方への勤め人がふえる現象の先には、地域社会のつながりの一層の希薄化が待ち受けております。「経世済民」という言葉があります。一言でいうと「経済が良くなれば民衆も必然的に救われる」ということです。地元での商機を生かして活動しようとする起業家や、子どもや孫の代までつないでいこうという既存の事業所の方々を継続的に守り育てることで、地域コミュニティは一定の維持を図れます。このような事業所や起業支援を忠岡町が全面的に後押しし、忠岡町として価値が守られることで地域の活性化を図ることができるはずです。平成29年度においては基金がほぼ底をつく中でも一般財源を中心に臆することなく、今後、その行動をより一層強めていただくことを願っております。

5点目は「ボランティア意欲」についてです。

災害対策に関して住民にボランティア意欲が一定あることは、昨日の災害において実証されたと思われま。ただ、平素における継続した声かけやマッチング機能が上手に働いていれば、よりよくいい状況となってきたと思われま。ですので、社協ボランティアコーディネーターを通じて、社会貢献活動をしやすい環境土壌の育成をしていただき、1人でも多くの方に忠岡町へ愛着を持っていただけるように社協との協議をより深めていただけたらと思いま。

6点目は「開かれた議会」についてです。

平成29年度までに「議会だより」がない状況で、住民にとって議員に対する判断材料は平素での個人的なつながりや議員がそれぞれ所属する政党等のつながりなどが中心となっていました。住民との距離を縮め、開かれた議会となるべく、来年の4月には町議会も改選となります。その翌月には新元号となり、今上天皇から新天皇に譲位されるまことにめでたい時代の節目ともなります。その新時代の幕開けにふさわしい忠岡町議会のあり方を前田議長のリーダーシップによってこの半年で強く議論され、深まることを願っておりますし、忠岡町議会はできるものであると感じております。為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは為さぬなりけり。

以上の点を踏まえまして来年3月の予算委員会にしっかりとつなげていただくように厚く希望し、本決算を認定いたします。

次に、和田副委員長は、平成29年度一般会計、各特別会計、水道事業会計決算について呈祥会の意見を申し上げます。

第2次安倍政権も早6年を迎えようとしています。中でも経済政策は発足時から一貫して力を傾注してきました。異次元の金融緩和、財政出動、成長戦略の3点を柱として実施してきました。昨今ではアベノミクスという呼称もすっかり忘れられてきたように感じま。日銀がデフレ脱却の目標としてきた物価上昇率2%の達成も先延ばしが続き、いまだ



達成できていません。歴史を顧みても金融緩和でデフレ脱却を成し得たという例はないという事実もあり、今後も達成は困難だと判断できる段階に入ったと考えています。強いてプラス面をあげると、金融緩和により円安などの要因で一部企業は大きな利益を生みましたが、それが設備投資や賃金に反映されたのは我が国全体で見るとわずかなもので、逆に格差社会という厳しい現実が生まれました。

このような状況下、本町も経常収支比率が16年連続して100%を超えており、また地方交付税の増額も期待できません。これからも緊縮財政を継続することが当然求められているところです。そのような中でも小中学校空調設備の完備を初め、学ぶ楽しさを育む推進事業、小学校読書活動推進事業、学力向上サポーターの配属、また英語体験セミナーやあすなろ未来塾の開設など、年月をかけて粛々と事業展開されてきたことは非常にうれしく思っています。しかしながらこれから先、さきの台風21号や全国各地でゲリラ豪雨など地球温暖化による災害も想定されます。加えてシビックセンター建設時の起債の主な部分を返済したとはいえ、今後も公共施設の老朽化対策やシビックセンターのメンテナンスもあることから、財政硬直化が続くことが予想されます。

町長または職員皆様には大変ご苦勞をおかけしますが、今後も財政健全化と並行して対費用効果の高い政策、アイデアを出していただくことを強くお願いし、平成29年度一般会計、特別会計、水道事業会計を認定いたします。

次に、是枝委員は、2017年度の決算について、日本共産党の意見を申し上げます。

国の一般会計の総額は、97兆4,547億円で、5年連続で過去最大となりました。

安倍政権のもとで、大企業の経常利益は1.5倍近くにふえ、内部留保は過去最高の386兆円に達し、株主への配当金は1.8倍近くにふえています。一方、パートを含めた全労働者の平均賃金は、安倍政権になって、名目賃金が月額2,000円しかふえておらず、物価上昇を差し引いた実質賃金は月1万5,000円も減っております。年収にすると18万円も減ったこととなります。

安倍首相は、大企業がもうけを上げれば、いずれは家計に回ってくると言い続けてきましたが、大企業が史上最高の利益を上げる一方で、働く人たちの実質賃金は4年連続でマイナス、非正規社員はふえましたが、正社員は3年で23万人減り、経済の6割を占める家計の消費はマイナスが続き、家計には回ってきませんでした。

「異次元の金融緩和」により、円安と株高が急激に進み、富裕層や大企業には巨額の富が転がり込みましたが、肝心の実体経済にはつながらず、国民には円安による物価高だけが押しつけられ、これらを見ても、アベノミクスの破綻は明瞭です。国民の中に格差と貧困を拡大しただけではありませんか。

そのような中でも、戦争する国づくりに向けて、軍事費を「聖域」として、2年連続で5兆円を超え、3年連続で史上最高を更新しました。大企業応援のため、大型公共事業が増加し、リニア新幹線に財政投融资の追加資金、大企業への減税は、2年連続の法人税の

税率引き下げ、復興特別法人税の廃止と合わせ4兆円もの減税が引き続き行われ、研究開発減税など、大企業優遇税制が温存されています。

このしわ寄せで、社会保障を初めとした国民生活向けの予算が圧迫されています。安倍内閣の「骨太の方針」に基づき、社会保障予算の「自然増」を毎年5,000億円程度に抑えられ、2017年度では1,400億円もの削減が行われました。そのため、後期高齢者医療の低所得者への保険料軽減措置が縮小され、保険料の負担増や、高齢者の医療費と介護保険利用料の自己負担限度額の引き上げなどが行われました。また、年金や児童扶養手当、被爆者手当の0.1%引き下げ、70歳から74歳の医療費窓口負担の2割負担が73歳まで拡大され、消費税増税の増収分1.4兆円のうち、2.8兆円を社会保障の充実に充てるとしてきましたが、既存の社会保障予算の置きかえ、振りかえだけにすぎませんでした。

地方財政への影響は、地方税と地方譲与税が増額を見込んでいるため、地方交付税と実質的な地方交付税である臨時財政対策債の合計は1,133億円の減額となりました。地方交付税制度では、1兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」では、「成果」による算定が持ち込まれました。もう一つは、昨年度から導入された「トップランナー方式」で、交付税額の算定には標準的な経費水準をもとに算出すべきですが、少ない経費で事業を行っている自治体、トップランナーの経費水準で算定するというもので、これは地方交付税削減が狙いであります。自治体間の格差を是正し、全ての自治体が標準的なサービスが行えるようにする地方交付税制度に戻すべきであります。

このような状況下で生まれ、執行された2017年度の決算を見てまいりますと、東忠岡小学校の教室にエアコン設置、両小学校体育館の非構造部材の耐震化工事、文化会館の防災・非構造部材の耐震化が図られ、就学援助では中学校の入学準備金の前倒し支給が行われました。健診時、子どもへのブックスタートも実施されました。社会福祉協議会と協力をし、子ども食堂も実施されています。

また、あすなろ塾の中学生への拡充もされ、災害時の食糧の備蓄、中小企業融資の利子補給、英語教育の推進、漁協の振興、子どもの安全のための青パトなども継続されました。

しかし、保育職員不足のため、保育所の待機児童は、4月当初4人から8人になりました。待機児ゼロのために町の努力を求めます。

この年度でも工事の入札では98.16%の高い落札率のものがあり、高石市以南では本町だけが行っていない最低制限価格の事前公表を行い、直ちに改善され、談合防止の取り組みをされることを求めます。

委託料の見直しを行い、行政のむだはないかチェックも行われること。子育て支援策として、子どもの医療費助成を高校卒業まで拡充されること。高い上下水道料金や国保料、介護保険料の引き下げをされること。

また、ことしの9月4日の台風21号の被災者の忠岡町独自の支援策を検討されること。5カ年の財政収支見通しでは、少しずつ好転していくとのことですが、切り詰められた住民サービスの改善を行い、住民福祉の向上という町の役割をしっかりと果たされることを強く求めます。

以上、多くのことを指摘して2017年度本町の決算を認めます。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会としては、平成29年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに忠岡町水道事業決算の認定について、一括採決いたしましたところ、全会一致により原案のとおり「認定すべきもの」と決した次第でございます。

最後に今回の審査に当たっては、3日間を通じて多岐にわたり質疑が展開されました。しかもその多くは、強い要望、意見、指摘として出されました。

したがって、厳しい財政運営が続く中ではありますが、理事者におかれましては、指摘事項等を十二分に踏まえ、本町財政の効率的な運用を図りながら、財政健全化に向けてより一層の取り組みを強められたいこと、また住民サービスの維持向上にも鋭意努力を傾注されますよう、あわせて強く要望いたしまして、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

平成30年12月13日

決算審査特別委員長 高迫 千代司

以上です。

議長（前田 長市議員）

報告は、以上のとおりです。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより日程第5 認定第1号 平成29年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに認定第2号 平成29年度忠岡町水道事業会計決算認定について、以上2件一括して採決いたします。

委員長報告どおり認定することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

ご異議ないものと認め、本件は、決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

議事の都合により暫時休憩いたします。

3時から再開します。

(「午後2時49分」休憩)

議長(前田 長市議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後3時00分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(前田 長市議員)

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること及び和解について)を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長:議案朗読)

議長(前田 長市議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(前田 長市議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

報告第3号 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、本年10月1日、忠岡町忠岡南1丁目9番15号 忠岡町総合福祉センター駐車場において発生した事故について、相手方と損害賠償額29万7,600円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により、同年10月22日付けをもって専決処分したので、同条第2項の規定により、ご報告する次第でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長(前田 長市議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (前田 長市議員)

ご質疑ないようですので、報告第3号を終わります。

議長 (前田 長市議員)

日程第7 報告第4号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること及び和解について)を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長: 議案朗読)

議長 (前田 長市議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (前田 長市議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

報告第4号 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、本年9月26日、忠岡町忠岡南2丁目17番26号地先の町道本通り線において発生した事故について、相手方と損害賠償額7万9,000円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により、同年11月10日付けをもって専決処分したので、同条第2項の規定により、ご報告する次第でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長 (前田 長市議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (前田 長市議員)

ご質疑ないようですので、報告第4号を終わります。

議長 (前田 長市議員)

日程第8 議案第53号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長: 議案朗読)

議長 (前田 長市議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町スポーツセンターの管理運営について、平成31年4月1日から向こう20年間、コパン・ゼット共同事業体を当該施設の指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

本案件は来年4月1日から、本町のスポーツセンターの管理運営をコパン・ゼット共同事業体に指定管理者として指定し、20年間委託するというものであります。これまでの委託方法とは違って指定管理ということで、応募する際の提案の中に、一定指定管理者に任されているというところになっております。そこで、2点お聞きしたいと思います。

1つは、これまで忠岡町の勤労青少年ホームが解体、撤去されるときに、そこを利用されていた方とかが追い出されて、いろいろ行くところがないというところで探されたりとか、あとスポーツセンターだけでなく文化会館等も、週2日休みになっているというところとか、そういったところで、借りる場所がなかなかないと、貸し出しですね。そういうところで、今度4月1日からオープンするというので、スタジオの住民への貸し出しについては、あいている時間帯で利用できるであろうというご答弁、今まで、これまでだったんですけども、今、仮協定ということでされておりますけれども、その点については貸し出しについては、住民への貸し出しはしていただけるということになっているかと思いますが、その点は大丈夫なのかという点。

そして、もう1点は、例えば町民の要望がさまざま、スポーツセンターがオープンしたらいろんな要望がやっぱり出てくると思うんです。これまでもいろいろ聞いていらっしゃる点とか、例えば障がい者、障がい児の水泳教室とかなかなか民間ではやっていただ

けないけれども、町のほうで、町のプールやから、指定管理やけど、やっていただけるんだらうかという声もあつたりとかします。そういった町民の要望について、この共同事業体に要望も協議していただく、そういった場は持っていただけるんでしょうか。

その2点、確認したいと思います。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

1点目の一般貸し出し、スタジオの一般貸し出しが可能であるかというご質問でございますけども、スタジオのほう、指定管理者のほうでいろいろのプログラムを実施する予定でございます。ただ、あいている時間につきましては一般貸し出しのほうをしてくださいということで、指定管理者のほうにはお伝えしております。また、利用料金につきましても設定していただいておりますので、利用は可能であるというふうに考えております。

2点目の、住民の要望が反映されるかという点につきましてですけれども、スポーツセンターはシビックセンターと一体となっているため、業務が円滑に進むよう事務担当者が集まり、情報交換や業務の連絡調整を図る場としまして連絡会議を設置いたします。利用されていない方のスポーツセンターへの要望等につきましては、生涯学習課が窓口となりましてご要望を頂戴いたしますので、その要望につきましては連絡会議におきまして指定管理者に伝達をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

5番（是枝綾子議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝綾子議員）

1点目はわかりました。2点目の連絡会議を設置されて、そこで要望等も言っていただくということで、できるだけ、協議ということですので実現できるように、また協議もしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（前田 長市議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長(前田 長市議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(前田 長市議員)

これより、議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

日程第9 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第5号))を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(前田 長市議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(前田 長市議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)でありまして、10月10日付けをもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は、8,277万5,000円で、これを補正することにより、予算



総額は67億2,163万5,000円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、普通交付税5,386万7,000円を計上、第19款 諸収入で、町有物件等保険金収入1,620万8,000円を計上、第20款 町債で、災害復旧事業債1,270万円を計上。

歳出につきましては、第3款 民生費で、災害見舞金600万円を計上、老人いこいの家運営管理委託料106万9,000円を計上、第4款 衛生費で、災害ごみ処分等業務委託料2,450万円を計上、第13款 災害復旧費で、斎場施設等修繕料109万円を計上、カン・ビン選別施設修繕料500万円を計上、クリーンセンター場外電気修繕料31万4,000円を計上、浜霊園フェンス復旧工事60万円を計上、町営住宅東団地屋根災害補修工事500万円を計上、町営住宅西団地屋根災害補修工事35万円を計上、向井田公園外灯修繕料20万円を計上、東忠岡幼稚園瓦等修繕料100万円を計上、公立学校施設災害復旧修繕料356万3,000円を計上、公立学校施設災害復旧工事816万円を計上、新浜テニスコート外灯等修繕料50万円を計上、社会教育施設災害復旧工事2,500万円を計上、シビックセンター夜間出入口前通路屋根ガラス修繕料32万9,000円を計上、シビックセンター駐輪場フェンス修繕料10万円を計上するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、災害復旧事業債1,270万円を追加するものでございます。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第10 議案第55号 忠岡町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第55号 忠岡町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町スポーツセンターの指定管理者が所有する事業用償却資産に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるとともに、町税条例の特例を定めるため、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第55号 忠岡町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の制定について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第11 議案第56号 忠岡町事務分掌条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第56号 忠岡町事務分掌条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、機構の一部見直しにより、平成31年4月1日から、現在、教育委員会の教育

部子育て支援課で所管している児童福祉に関する事務を健康福祉部に移管し、また、水道事業の大阪広域水道企業団との統合に伴い、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第56号 忠岡町事務分掌条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第12 議案第57号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第57号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取り扱いに準じ、議会議員の期末手当を年間0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「あり」の声あり）

議長（前田 長市議員）

討論ありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

反対の意見を申し上げます。

私どもは、人勸は尊重すべきものだというふうを考えております。しかし、現在、忠岡町は財政健全化施策の途上にあります。住民の皆さんには住民サービスがなくなったり、施設の利用も週休2日の休日など、大変にご不便をおかけしている面が多々あります。そして、町長はそのもとの、就任以来報酬の3割カットや退職金を受け取らず、町政を運営されていますが、これを1年間で換算しますと報酬は433万円、退職金は486万円にもなります。教育長さんも報酬で100万円、退職金分で139万円カットされています。部課長さんたちも管理職手当の1割カット、総合計で270万円になります。

その一方で町議会は、かつて報酬の5%を3年ほどカットしたことはありますが、その前後はありません。車の両輪と言われる中で、この議会の対応でいいのかというふうを考えています。

覚えておられる方も多いと思いますが、町議会は15年前、合併の論議が行われていたときに、町議会みずからが全員で論議して、忠岡町が単独で残った場合どうするのかという話し合いをしました。出てきた結論は、議会の定数18人を12人にする、これは現在実行されています。

もう一つは、議員報酬を3割カットするということを決めて、前町長のものでそれは白い冊子にされて全戸に配布され、全ての住民の皆さんの目にとまったところでもあります。

私どもは毎年、議会活動の改善について議長さんに要望を出しており、各会派の皆さんもごらんいただいていると思いますが、報酬のカットを求め続けていますが、いまだ実現されていません。この立場から、私たちは本議員報酬及び費用弁償条例の一部改正については認められないという立場を明らかにさせていただきたいと思います。

議長（前田 長市議員）

次に、原案に賛成の討論を求めます。

8 番（藤田 茂議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

藤田議員。

8 番（藤田 茂議員）

私、毎年のようにこの議案が出てくるたびに退席ということをしておりましたが、今回のこの件については、私の質問のとおり日本全国、災害が起こり、特に中国地方のときには議員みずから募金等を集めた経過もございます。その後、九州、北海道と災害が起こり、その都度議会は街頭に立ち募金活動をしましたが、その分、今回増額になる分を議会親睦会に集めさせていただき、それを年末に各地区に分散して寄附をすることを要望いた

しまして、今回のこの議案には賛成させていただきます。

議長（前田 長市議員）

反対討論は、ありますか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第57号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第57号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前田 長市議員）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長（前田 長市議員）

日程第13 議案第58号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第58号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取り扱いに準じ、特別職の職員の期末手当を年

間0. 05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第58号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第14 議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）



本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取り扱いに準じ、一般職の職員の給料表を平均0.2%引き上げ、勤勉手当を年間0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第15 議案第60号 忠岡町水道事業給水条例等の廃止についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第60号 忠岡町水道事業給水条例等の廃止について、ご説明申し上げます。

平成31年4月から、本町の水道事業につきましては、大阪広域水道企業団が経営を行うこととなっております。

よって、本町水道事業にかかる給水条例ほか3条例を廃止するものであります。

また、水道事業の統合に伴いまして、字句等の変更が生じるため、忠岡町職員定数条例及び下水道条例の一部改正を行うものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

先ほどの事務分掌条例のところでも水道事業に関するということ削除されて、そして今回の水道事業給水条例等の廃止ということで、水道に関しての条例等がほぼほぼ全部廃止、削除、そういうふうになってきているわけではありますが、来年の4月1日から企業団のほうに水道に関してのことが移行されるということで、一般質問でもお聞きいたし

ましたが、災害等のときは協議してということで、そういう答弁をいただいております。

具体的に防災上どうなるんだろうかという疑問が1つありまして、先般の台風21号のときに長きにわたっての停電が起こった際の、団地やマンション等の貯水槽が停電で動かなくて水が供給されないという状況が起こっていたということで、そういったことが今後起こらないとは限りません。その際に、それは忠岡町は水道に関する事業というのはないわけで、そしてその貯水槽からの水というのはどこが責任を持って給水されるんだろうかというところで、そういった停電が長引いた際の水の供給についてはどこが第一義的な責任を持って供給するということになるのでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

水道水の確保に関しましては来年4月1日から当然ながら企業団がその責務というものを持つこととなりますが、先ほど答弁させていただきましたように、水道に係る防災が本町から全て抜け落ちることではなく、災害時の水を確保する責務は統合後も本町に残ることになりまして、企業団と本町の相互による協力関係のもと対応していくことになると考えております。

ご質問の停電による高層住宅の断水の対応につきましては、基本的には管理会社さんで行っていただくということにはなるんですが、しかしながら、高層住宅によっては災害時の設備がなく対応できないケースも先日の台風21号で明らかになっております。そういった場合には来年度以降、企業団と本町で協議をいたしまして、給水車での対応など、そのときの態様に応じた最適な対応を企業団、本町と相互に協力しながら行ってまいることになると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

わかりました。そういった貯水槽からの給水ができなくなった際については協議をされるということではありますが、第一義的には企業団のほうにあるんであろうけど、防災じゃなくて災害が起こっているということですから、災害ということで忠岡町のほうにもあるということで、どちらというはつきりは今申し上げていただけない感じなんですけれども、それでは、忠岡町が対応するとしてもペットボトルの水を運ぶこと以外はなかなかできないのではないかと。給水車は持っていないですね、忠岡町は。そして、消防の消

火栓に取りつける蛇口ですか、そんなのも忠岡町は持っておりませんね。ないですし、あと高圧ポンプ車というのもあるんでね。貯水槽に何かして高圧で水を送り出すとかいう、そういったものも忠岡町は持っておりませんし、企業団が持っているかどうかということもわかりませんが、そういった要請が町民の方からやはりあれば、要望に応じていただくということで、企業団と忠岡町とで協力してやっていただくということで、それをお願いしたいと思います。

なぜここで聞きをするかということ、水道事業の給水条例の中に貯水槽水道という項目がございますので、貯水槽、これってそのことなのか、ちょっとよくわからないんですけども、その管理等に関するいろいろは、やはり水道の企業団のほうに移ると、されるのでしょうか。忠岡町はこの条例が廃止されるので、ないので聞いてみたわけですが、ちゃんと今回の台風21号の教訓を生かしていただいて、困ることのないように、住民の方の要望を聞いてちゃんと給水してあげられるようお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（前田 長市議員）

答弁、要りますか。

5番（是枝 綾子議員）

一言。

議長（前田 長市議員）

一言、部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

企業団と統合の本町における水道の災害の対策につきましては、企業団と今後十分協議を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（前田 長市議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第60号 忠岡町水道事業給水条例等の廃止について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 長市議員）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第16 議案第61号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第61号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、1億1,679万7,000円で、これを補正することにより、予算総額は68億3,843万2,000円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、普通交付税1,742万7,000円を計上、第13款 国庫支出金で、国民健康保険基盤安定負担金38万3,000円を減額、緊急消防援助隊活動費負担金116万3,000円を計上、小学校及び幼稚園ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金506万6,000円と160万円を計上、第14款 府支出金で、国民健康保険基盤安定等負担金381万4,000円を計上、農業経営構造対策事業補助金1,084万3,000円を計上、第17款 繰入金で、水道事業会計繰

入金56万3,000円を計上、第19款、諸収入で、町有物件等保険金収入117万5,000円を計上、後期高齢者医療保険定率負担金精算金1,942万9,000円を計上、第20款 町債で、小学校整備事業債2,000万円を計上、幼稚園整備事業債450万円を計上、災害復旧事業債3,160万円を計上。

歳出につきましては、人件費において、給与改定実施等に伴う調整額を各款に計上しております。

その他につきましては、第1款 議会費で、議員1名減等に伴う調整額443万7,000円を減額、第2款 総務費で、災害対応に伴う職員の時間外勤務手当等550万円を計上、災害対応賃金1万8,000円を計上、文具等消耗品90万8,000円を計上、ポスター掲示場設置作業委託料8万2,000円を計上、第3款 民生費で、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金1万8,000円を計上、国民健康保険基盤安定等繰出金457万2,000円を計上、職員給与費等繰出金4,000円を計上、第4款 衛生費で、クリーンセンター運営委託仕様書等作成業務委託料198万円を計上、第6款 農林水産業費で、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金1,397万円を計上、第8款 土木費で、下水道事業特別会計繰出金346万3,000円を減額、第9款 消防費で、災害援助に伴う職員の時間外勤務手当等71万4,000円、職員旅費9万2,000円、被服費5万9,000円、自動車燃料費4万5,000円、消防車両等修繕料25万3,000円を計上、第10款 教育費で、町立小学校及び忠岡幼稚園でブロック塀改修工事設計監理業務委託料、忠岡小学校及び忠岡幼稚園でブロック塀改修工事において財源更正、東忠岡小学校ブロック塀改修工事1,210万4,000円を計上、第13款 災害復旧費で、クリーンセンター災害復旧工事3,162万3,000円を計上、消防庁舎窓等修繕料28万7,000円を計上、駐車場精算機テント修繕料12万5,000円を計上、シビックセンター庭園外灯修繕料24万円を計上、集会所施設災害復旧工事100万6,000円を計上、国旗ポール復旧工事69万3,000円を計上するものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、忠岡町スポーツセンター指定管理委託料について、期間は平成30年度から平成33年度まで、限度額を789万6,000円と定めるものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、小学校整備事業債2,000万円、幼稚園整備事業債450万円を追加、災害復旧事業債において、限度額を4,430万円に変更するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第61号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第17 議案第62号 平成30年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第62号 平成30年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、1万8,000円で、これを補正することにより、予算総額は20億6,299万8,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、一般被保険者国民健康保険料現年分457万2,000円を減額、第4款 繰入金で、一般会計繰入金1万8,000円を計上、保険基盤安定等繰入金457万2,000円を計上。

歳出につきましては、第7款 諸支出金で、前年度療養給付費等負担金精算返還金1万8,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第62号 平成30年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）



異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第18 議案第63号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第63号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、4,000円で、これを補正することにより、予算総額は16億4,570万1,000円となります。

歳入につきましては、第7款 繰入金で、職員給与費等繰入金4,000円を計上。

歳出につきましては、第3款 地域支援事業費で、この款より支出いたしております職員の給与改定実施等に伴う調整額を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第63号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第19 議案第64号 平成30年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第64号 平成30年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、346万3,000円の減額で、これを補正することにより、予算総額は11億3,453万7,000円となります。

歳入につきましては、第5款 繰入金で、一般会計繰入金346万3,000円を減額。

歳出につきましては、人件費において、給与改定実施等に伴う調整額を各款に計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第64号 平成30年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第20 議案第65号 平成30年度忠岡町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第65号 平成30年度忠岡町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、職員の退職に伴う非常勤職員の雇用に係る費用と建設改良費における工事請負費及び企業債償還金の高金利対策借換債の償還について、補正を行うものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第65号 平成30年度忠岡町水道事業会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は午後4時15分でお願いたします。

（「午後4時04分」休憩）

議長（前田 長市議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後4時15分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

既に、お手元にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

平成30年第4回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第21 意見書第9号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について

日程第22 意見書第10号 消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書の提出について

日程第23 意見書第11号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について

日程第24 意見書第12号 大阪府北部地震及び台風などによる一部損壊家屋への府の独自支援策を求める意見書の提出について

日程第25 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長（前田 長市議員）

日程第21 意見書第9号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第9号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を提出する。

平成30年12月13日提出

提出者	忠岡町議会議員	和田 善臣
賛成者	同	是枝 綾子
	同	北村 孝
	同	河野 隆子
	同	三宅 良矢

#### 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、謝罪した平成14（2002）年の日朝首脳会談以降、5名の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、いまだ政府認定の12名をはじめとする拉致被害者が北朝鮮に残されたままである。

これまで、北朝鮮は、我が国の主権ならびに日本国民の生命・安全に関わる拉致問題について、極めて不誠実な態度をとり続けてきた。平成20（2008）年8月には、日朝実務者協議における合意に基づき、一旦は北朝鮮が拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなったが、北朝鮮からの一方的な通報により、合意事項が実施されない状況が続いている。

また、北朝鮮は、平成18（2006）年7月に弾道ミサイルを発射した後、国際社会からの再三の警告にもかかわらず、平成29（2017）年9月まで弾道ミサイルの発射を繰り返し、さらに、平成18（2006）年10月から平成29（2017）年9月まで6回にわたり核実験を実施した。

平成30（2018）年6月の米朝首脳会議において、朝鮮半島の非核化の宣言はされたものの北朝鮮は、平成6（1994）年の核開発凍結を定めた米朝の枠組み合意など、過去の合意はことごとく破棄されていることも忘れてはならない。

拉致事件の発生から既に40年以上が経過しており、拉致被害者およびその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上時間を費やすことは許されない。

よって国会および政府は、北朝鮮による日本人拉致被害者全員を一刻も早く救出し、拉致問題を完全に解決するため、「日朝平壤宣言」の精神に立って、拉致問題をはじめ、核問題などの包括的解決を図るという立場を堅持し、六ヶ国協議の再開など、さらなる国際協調を図るとともに、制裁措置と併せて二国間での対話を進めるなど、全力で取り組むよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

ただいまの阿児局長の朗読をもって趣旨説明といたします。

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

これより意見書第9号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

本件につきましては、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（前田 長市議員）

日程第 2 2 意見書第 1 0 号 消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第 1 0 号 消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書の提出について。

地方自治法第 9 9 条の規定により、消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

同 同 河野 隆子

#### 消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書（案）

平成 2 6 年 4 月、「社会保障の財源」に充てるためとして消費税率を 5 % から 8 % に引き上げ、さらに平成 2 7 年 1 0 月には 1 0 % に引き上げることとしていたが、8 % 引き上げ時における個人消費の落ち込みや経済の停滞、そして国民の強い反対の声に押され、1 0 % への引き上げは 2 度にわたり延期された。

政府は「少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するとともに、現役世代の不安等に対応し、個人消費の拡大を通じて経済活性化につなげるためには、来年 1 0 月に予定される消費税率の 8 % から 1 0 % への引き上げを実現する必要がある」としている。1 0 % への引き上げで、一人当たり年間 2 万 7 千円、1 世帯あたり 6 万 2 千円の増税という試算も出ている。税率引き上げと同時に実施をねらう軽減税率には、重大な問題がある。飲食料品と週 2 回以上発行の新聞代は税率 8 % に据え置かれるが、運送費や加工賃、広告宣伝費などは 1 0 % の分の値段は値上がりする。また、8 % と 1 0 % の線引きは単純ではない。そのうえに、平成 3 5（2 0 2 3）年に導入されるインボイス（適格請求書）制度は、地域経済を担う中小企業・自営業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題がある。一方で、法人税減税や研究開発減税など大企業に対する優遇税制が実施されており、消費税が法人関係税の穴埋めに使われているといった



実態がある。

消費税は、生活のために消費する限り負担があり低所得者ほどその負担が重く、貧困と格差を拡大するという根本的な欠陥がある。消費税増税は、まさに大企業や富裕層を優遇する不公平税制であり、今こそ国民のくらしや福祉の向上を最優先にして、格差是正を図ることが求められている。

よって、本町議会は国に対し、消費税率10%への引き上げを中止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

提出者にかわりまして本意見書案の趣旨説明をさせていただきます。

この意見書案は、消費税廃止を求める忠岡連絡会の方から陳情があり、議会運営委員会では全会一致とならなかったため、私ども日本共産党が議員提案として提出するものです。

安倍政権が来年10月から10%への引き上げを目指しています。消費税は30年前の1988年に導入がされて、89年4月に税率3%で開始されて、5%、8%と引き上げられてきました。安定財源の確保や社会保障対策が理由でしたが、実態を見ればそれらは破綻し、増税のたびに消費の落ち込みや景気の悪化を招いてきました。導入、増税の口実が崩れ去った消費税増税は直ちに中止すべきです。

1960年代から歴代政権が付加価値税や売上税の名で導入しようとした大型の間接税が、消費税という名前で強行されたのは竹下政権の時代です。当時の政権は「国民が広く薄く負担する消費税は、公平公正な税金で安定した税源になる」と宣伝しました。ところが、消費税は生活必需品を含め、原則として全ての商品とサービスに課税されるため、低所得者ほど負担が重い逆進的な税金です。消費税導入と同時に直接税と間接税の比率、直間比率を是正すると称して所得税や法人税の最高税率の引き下げや、所得に応じ税率を引き上げる累進制の緩和がされたため、大企業や高額所得者の負担は大きく減りました。そのため、消費税導入から2017年度までの消費税収は累計349兆円に上るのに、減税などによる法人税の減収は281兆円です。消費税収の8割は法人税減税、減収の穴埋め

に使われ、税源として役立っていません。

12年末に政権復帰した安倍首相は、2014年4月に消費税率を5%から8%に引き上げましたが、安倍政権だけでも大企業に4兆円以上の減税をしています。格差拡大はもうやめるべきであります。

政府は国民の批判をごまかすために、消費税法に「年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てる」と書き込みました。安倍政権も消費税を8%に引き上げる際、「消費税収は社会保障にしか使いません」と大見得を切りました。

ところが、実際には消費税を導入し、増税を重ねても社会保障は改悪に次ぐ改悪の連続で、安倍政権になってからの6年間だけでも、高齢化などで必要な社会保障予算のカットや年金、医療、介護の制度の改悪で、社会保障予算は3.9兆円も削減されました。一方、毎年ふえ続けた軍事費はついに5兆円を突破しました。社会保障のためというのは全くのうそであります。

総務省の家計調査を見ると、2014年4月の消費税引き上げ以来、一月足りとも増税前を上回ったことがありません。年間の家計消費は1世帯当たり約25万円も減りました。毎月2万円以上お買い物をしなくなったということになります。8%への増税でこれだけの消費が冷え込んだのに、10%なんてとんでもありません。暮らしも景気も壊す消費税10%増税はきっぱりと中止させるべきです。

しかし、安倍首相は「万全の対策をとる」と言っています。増税中止こそ万全の対策だと思います。万全の対策の中身、中小商店でカードを使って買い物をしたら期間限定でポイント還元、カードを扱っていない中小商店には支援どころか大迷惑であります。プレミアムつき商品券という話も出ています。これは新たな消費を喚起しないと、政府も効果に乏しいことを認めている愚策であります。

新聞報道によれば、消費増税への対策費用は2兆円を超えるとのこと、景気が心配で増税分を戻すぐらいなら増税しなければいいと思います。軽減税率というのも看板に偽りありで、今より税率が下がるわけではありません。食料品だけ据え置くのですから据え置き税、せいぜいそういったことであります。

しかも、大きな問題があります。それは消費税増税から4年後の2023年10月から導入されるインボイスです。消費税は売り上げのときの消費税額から仕入れにかかった消費税額を差し引いて納税する仕組みです。現在は帳簿で処理していますが、インボイス導入後は税額などを書類に明記して、取引先に通知することが必要になります。

また、インボイスを発行するには課税業者にならなければなりません。税務署が出す番号が必要になります。課税業者にならなければならないという、免税業者であるにもかかわらずそういったことになってしまうということでもあります。年間1,000万円以下の免税業者はインボイスが発行できません。そうすると取引から排除されるというおそれが

あります。課税業者になることが事実上強いられ、課税業者になると零細業者も納税しなければならないということになりかねません。

安倍政権があれこれ持ち出す消費税対策では、消費冷え込みの穴埋めにならないどころか、中小業者を苦境に追い込むだけであります。このような消費税増税はきっぱり中止するべきだと思います。

ということで、この意見書案をぜひ忠岡町でも採択していただきたいと思います。議員皆様のご賛同を賜りますようよろしく願いをいたします。

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書についての反対の意見を申し上げます。

少子高齢化の進展に伴い、1990年度は11.5兆円だった日本の社会保障費は、今年度には32.9兆円と約3倍に増加し、社会保障を維持するためには、消費税収の増加がどうしても必要であります。今回の増収分は年金、医療、介護の充実に加え、幼児教育無償化や給付型奨学金の拡充などに充てられ、低所得者に恩恵が届く、つまり福祉や教育分野への支出が減ることで、実質的にその人たちの所得が向上する。低所得者は経済的な

理由で生活に必要な商品、サービスの購入を控えている場合があり、所得がふえれば消費をふやす行動に出やすい。このため社会保障の充実は、個人消費の増加と経済の好循環につながり、経済成長にも貢献するとあります。

また、所得の低いほど負担が重くなる逆進性の問題があり、その緩和策として軽減税率が実施されます。これに対して、高所得者ほど減税額が大きく、逆進性の緩和にはならないとの声がありますが、その指摘は当たりません。一般的には所得が低い人のほうが収入に占める飲食料品への支出の割合が高く、そうした人こそ恩恵を受けられるからであります。

そして、インボイス制度の導入についてであります。商品によっては税率を10%と8%に分ける事業者の納税事務の負担軽減措置として、消費税率の引き上げから最初の4年間は現行方式をもとにした簡素な経理方式を採用し、その後段階的に移行しながら、2023年10月からは事業者が品目ごとに消費税率を記載するインボイス制度を導入、インボイスにより売り上げと品目ごとの消費税が一目瞭然となり、国に納める消費税が明確で、事業者間の税負担が公平になり、IT機器の活用による受発注業務の電子化も進む見込みであります。一方で、複数税率に対応したレジの導入や、受発注システムの改修に対しては政府が補助金で支援をしています。

以上のことから、消費税増税、インボイス制度導入中止を求める意見書の反対討論いたします。

議長（前田 長市議員）

原案に賛成の発言を求めます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

本意見書案に賛成の討論をさせていただきます。

社会保障、そのために消費税を増税する、こういうお話ですが、消費税は30年前から取られています。30年前、例えば医療分野ではどうであったかといえば、サラリーマン本人の窓口負担というのは1割でありました。それが現在では3割負担に、医療費の窓口負担が引き上げられています。

高齢者の窓口負担、外来は、30年前は定額の800円でありました。現在は1割から3割に引き上げられております。国民健康保険の料金、1人平均しますと、30年前は5万6,372円、現在は9万3,203円です。

年金の分野でこれを見てもみますと、厚生年金の支給開始は、30年前は60歳からでありました。現在は65歳になって、さらに年齢を今引き上げがたくらまれているところで

もあります。

国民年金の保険料月額、30年前は7,700円、現在は1万5,590円。その他の分野でも、介護保険というのは30年前にはありませんでした。ほとんど本人の負担なしで介護のお世話もしていただいていたという制度があります。現在は全国平均でも5,514円の保険料、そして利用料も払わなければなりません。

障がい者福祉の自己負担も、当時は応能負担で9割の方が無料でありました。現在は全ての人が定率1割負担です。

そして、公立公設の保育所、30年前は1万3,657カ所ありましたが、現在は9,525カ所。

いわゆる社会保障のためにこの間消費税が本当に取られたのか。これは先ほどの是枝議員の話にもありましたが、消費税の累計額、2,018年も入れますと372兆円も取られているんですよ。372兆円も取られて、社会保障は今お示ししたように医療、年金、その他の分野でも全て社会保障が歴代の政権によって削られ続けてきた。国民の立場からすると悪くなってきたということになります。

そしたら、本来税金というのはどういうところから負担をすればいいかというのは、皆さんご承知だと思うんです。税金はもうけたところにちゃんと払ってもらう、これこそが一番大事なことなんですね。払える力を持っているからです。

ところが、この30年間の間に、力を持っている大企業、法人3税の税金というのは、歴代の政権によって減額に次ぐ減額、随分税金が安くなってしまいました。2018年まで入れると291兆円、法人の3税が減額されているんです。本来こういうところにちゃんと税金を払ってもらう。

それから富裕層に、例えば株でぬれ手でアワのぼろもうけをしている人たち、ヨーロッパは3割の課税がかかっています。我が国は、多少改善されましたが、2割です。そうした富裕層に対する株の税はもちろん、ほかでもちゃんと税金を取れば、そんな国民いじめの消費税増税などというふうなことをしなくても十分な社会保障をやっていけるだけの財源を生み出すことができます。これをやらずして、今になって社会保障、高齢化がふえてきたからお金が要るんですよ、だから消費税を上げなければなりませんよという話は成り立ちません。本来であればもうけたところからちゃんと税金をもらって、そうして社会保障を充実させる、そのことこそが何よりも大事だというふうに思っています。

先ほど軽減税率というふうな実態にそぐわない名前が出てきましたけどね、これは8%の税率は一部の食料品で、そのまま8%で行くだけの話ですから、軽減でも何でもありません。10%に上げる部分と二重の課税になるだけの話です。ヨーロッパの国々で軽減税率というのは、大体食料品というのは基本的にはゼロ、これが基本で、多いところでも5から7%程度でやられています。

その結果どんなことが起こっているかというたら、日本は消費税で皆さんの懐から取ら

れているお金が、税収全体の3割になってきているんです。もう基幹税ですよ。ところが、ヨーロッパの国々は、税率が20%や17%や、高いでという話をしているんですが、実際上の教育や医療や、そして食料など、ほんまものの軽減税率がやられていますからね。大体それは2割台だというふうに、それも低いほうだということでは言われています。ということは、現在の8%の税率のもとでも、日本はヨーロッパの名目上20や17という付加価値税がかかっている国よりも、消費税の負担割合、国民の懐を痛める割合が少ないんだということが言えると思うんです。

だからやっぱりこういうふうなごまかしの論議をするのではなく、税金はもうけたところからちゃんと取ってもらう。で、庶民の暮らしをしっかりと守っていくような、これが政治の役割です。政治というのは格差を是正する、それこそが政治の役割なのに、その格差をさらに広げるような、こんなことをしてどうするんですか。

トヨタなんぞは、地元の税務署はね、お金が入ってくるどころか出ていくほうが多いんです。それは、車を輸出をすれば車の消費税分を返してくれるから、トヨタは逆にもうかるんですよ。だから消費税が上がったら上がるほどもうけがふえる、こういう仕組みを歴代の政権がつくっていますから、こんなおかしい話はないんですよ。

制度の問題でいえば、今インボイスの話をしていました。これは中小業者、特に零細の業者の皆さんが消費税導入で、これをきっちり計算して払うというようなことになったら大変やと。商売なんかやってられへん。税理士を雇ったらその金だけで商売の利益が飛んでいく。そういうことで3%の消費税を導入するときにすら課税のかからない業者として、年間3,000万以下の人は消費税を払わなくてもいいですよ、だから商売、頑張ってくださいと、こういうふうになっている。これは制度としてあったんです。

ところが、その3,000万が今1,000万に切り下げられています。1,000万の人たちが消費税を全部記帳につけて、消費税を払ってやっていけるんかというたら、これはもう大変なことなんです。だから当時の政府はそういうことをちゃんと認めて、零細業者の生きていく道もつくろう、こういうことをしてきたのに、それをつぶしてしまおうというのがインボイス制度だということが明らかになっていますから、これは日本商工会議所という経済団体の1つですね。大きなところですよ。ここですらそれは、消費税増税は認めるけど、インボイスは反対だと言うてるんですよ。そういうふうな性質のものです。

その一方で、先ほどからお話の出ています大企業には研究開発減税というてね、制度として税金を払わんでええように、そんな制度が幾つもつくられています。ですから、ソニーなんていうのは実際の税率8%ぐらいだと言っていますよ。中小企業から見たらこんなうらやましい制度はない。大企業に甘く、零細業者には厳しい。そして庶民ほど負担の大きいこの消費税は、増税どころか増税しないことが何よりの対策だということで、増税の中止、インボイス制度はするなということで意見書を提案しておりますので、ぜひご賛同のほど、よろしく願います。

議長（前田 長市議員）

他に反対者の発言、ありますか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより意見書第10号 消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第10号 消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書の提出について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（前田 長市議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（前田 長市議員）

日程第23 意見書第11号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第11号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、日米地位協定の見直しを求める意見書を提出する。

平成30年12月13日提出

提出者 忠岡町議会議員 和田 善臣

賛成者 同 是枝 綾子

同 同 北村 孝

同 同 河野 隆子

日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、全国に130施設の米軍基地があり、うち52施設が九州・沖縄地方に所在しており、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地所在自治体に過大な負担となっている。日米地位協定は、締結以来一度も改訂されておらず、国内法の適用や自治体の基地立入権もない。航空法や環境法令など国内法に関わらず、自由に訓練するなどの特権を与えている日本は、他国と比べても厳しいものとなっている。

また、本年7月には、全国知事会も、日米地位協定を抜本的に見直すこと等を盛り込んだ米軍基地負担に関する提言を決議するなど、地方から改善を求める声が上がっている。

よって、政府及び国会においては、国民の生命・財産を守り平穏な生活を保障するため、日米地位協定を抜本的に見直し、日米間に対等な関係を構築することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

本件につきましてもごく簡単にいきます。ただいまの阿児局長の朗読をもって趣旨説明といたします。

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明は、以上のおりです。

本件について、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

これより意見書第11号 日米地位協定の見直しを求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
本件につきましては、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（前田 長市議員）

日程第24 意見書第12号 大阪府北部地震及び台風などによる一部損壊家屋への府の独自支援策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第12号 大阪府北部地震及び台風などによる一部損壊家屋への府の独自支援策を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、大阪府北部地震及び台風などによる一部損壊家屋への府の独自支援策を求める意見書を提出する。

平成30年12月13日提出

提出者	忠岡町議会議員	和田 善臣
賛成者	同	是枝 綾子
	同	北村 孝
	同	河野 隆子
	同	三宅 良矢

大阪府北部地震及び台風などによる一部損壊家屋への

府の独自支援策を求める意見書（案）

本年6月以降、大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号・24号など、大阪府民の被災が激甚となっている。日常生活の苦しさに加え、連続する災害で、府民の生活は一層疲弊していると言わざるを得ない。とりわけ北部地震や台風21号・24号による家屋の損壊は激甚であり、台風21号では大阪府内自治体の罹災証明願いの総数は54,000件を超えている。

高槻市における北部地震による全壊・大規模半壊家屋への国の被災者生活再建支援法適用（全壊で最大300万円・大規模半壊で最大250万円）の決定を受け、大阪府は府内自治体の同規模の被災者に対し、支援法に相当する「府独自支援策」を市町村と協力して

創設するとされ、府は支援を行う方向で検討されている。

一方、本町においても罹災証明願いの件数が800件にも及ぶなど、大阪府全体の家屋被災との関係でいえば、まだまだ府独自策は不十分である。府下では、家屋の一部損壊に対して独自の家屋改修費用への支援を判断している自治体がある一方で、何の支援策も立てられない自治体も多い中、「同じ府内に住みながら、住んでいる市町村により支援のなかが違うのか。不合理だ」との声も上がっている。このようなもと、大阪府がさらに一歩踏み出し、府内での地震・台風等による一部損壊家屋も対象とする支援策が強く求められるところである。とりわけ、台風21号による家屋等への被害の復旧については、その件数などから数年の期間がかかるともいわれており、さらなる府独自の支援策が必要である。

については、大阪府において市町村と協議しながら、全壊・大規模半壊にとどまらず、一部損壊家屋についても府独自の支援策を創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

本件につきましても、ただいまの局長の朗読をもって趣旨説明といたします。

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

本件につきましても、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

これより意見書第12号 大阪府北部地震及び台風などによる一部損壊家屋への府の独自支援策を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

本件につきましても、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（前田 長市議員）

日程第25 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん長時間にわたりましてご審議賜りありがとうございます。また、賛成をいただき、厚く御礼を申し上げたいと思います。

ことしも皆さん方にご指導いただきありがとうございました。来年もひとつご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いするとともに、寒い折です。皆さん方のご健勝をお祈り申し上げ、挨拶といたします。

申しわけありませんけど、時間がありましたら向かいの委員会室にちょっとお集まりいただいで、私からちょっと時間をいただけたらありがたいと、こういうふうに思っています。すぐ終わりたいと思っておりますが、長くおりたい人は一緒につき合いますけれども、ひとつ向こう側にお集まりいただきたいなど。

どうもいろいろありがとうございました。

議長（前田 長市議員）

以上をもちまして、平成30年第4回忠岡町議会定例会を閉会します。議員皆様方には、大変長時間ご苦勞さまでした。

（「午後4時57分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成30年12月13日

忠岡町議会議長 前田長市

忠岡町議会議員 河野隆子

忠岡町議会議員 藤田 茂